

内務省

安全で正しく寛容な社会をつくる

2005 年 9 月

ガーナ

内務省

科学・研究部

出身国情報



出身国情報報告書は内務省の科学研究部門により作成され、亡命の申請手続きに携わる管理者らに、亡命希望者の出生地の状況に関する、正確でバランスが取れ、最新の情報を提供するものである。

英国における、亡命・人権保護に関する最多の課題についての、総合的な背景情報を網羅する。

報告書は外部の幅広い情報源に基づき作成された資料から成る。詳細で包括的な調査を意図したものではなく、内務省の意見や方針を反映したものでもない。

目次

	段落
1. 本文書の内容	1. 01
2. 地理	2. 01
3. 経済	3. 01
4. 歴史	4. 01
5. 政府の組織	5. 01
憲法	5. 01
政治形態	5. 03
司法制度	5. 03
国家調停委員会	5. 14
人権と行政の正義委員会	5. 20
国際的人権条約批准	5. 25
法的権利と勾留	5. 26
死刑	5. 33
国内安全保障	5. 34
刑務局と刑務局の状況	5. 40
医療	5. 48
HIV/AIDS	5. 54
教育制度	5. 62
6. 人権	6. 01
6. A 人権問題	6. 01
概観	6. 01
言論の自由とメディア	6. 05
ジャーナリスト	6. 07
宗教の自由	6. 09
集会・会合の自由	6. 11
雇用の権利	6. 14
政治活動家	6. 12
不法出入国	6. 16
移動の自由	6. 19
6. B 人権—特定のグループ	6. 20
部族系グループ	6. 20
ダグボン王国	6. 20
女性	6. 23
呪術	6. 33

女性性器切除 (FGM)	6. 37
子供	6. 43
育児ケア	6. 55
6. C 人権 —その他の課題	6. 59
トロコジシステム	6. 59
亡命が失敗し帰国した人々	6. 63

附録：

附録A 閣僚リスト

附録B 選挙結果—2004 年 12 月

附録C 情報出典リスト

1. 本文書の内容

1.1 本出身国情報報告書(COI リポート)は、内務省の研究開発及び統計(RDS)部により、亡命/人権保護の決定手続きに関与する役人の利用目的で作成された。本報告書は英国において一般的に持ち上がる亡命/人権保護の問題点に関する背景情報全般を提供する。

2005年8月31日までの情報を含む。

1.2 本報告書は多岐に亙る外部の情報源から作成された資料をまとめたものであり、内務省の意見や方針は含まない。本報告書のすべての文書の情報は、亡命/人権保護の決定手続きに携わる者のために作成された原資料を元としている。

1.3 本報告書は亡命及び人権保護の申請にあたっての主な問題点に焦点をあてながら、原資料の概要を提供することを目的とする。詳細で包括的な調査が目的ではない。より詳細な内容に関しては適切な原資料を直接検討すべきである。

1.4 COI 報告書の構成と体裁は、内務省のケースワーカーの使用法に合わせ、又特定の問題に関して迅速に電子的アクセスし、目次を利用して必要な問題に関するページに直接とぶ必要があるプレゼンティング・オフィサーの興味を引くものとなっている。主要な課題は通常その件の項目でかなり深く取り扱っているが、その他の幾つかの項目でも簡単に言及されている。そのために本報告書で幾つかの重複は避けられない。

1.5 本COI 報告書の情報は原資料でその内容が確認できるものに限られている。特定の論題についてすべての側面を網羅するための努力はなされたが、関連する情報の入手が常に可能というわけではない。そのために本報告書に記述されている以上の事実を示唆するものと考えてはならない。例えばある法律が承認されたと記述されていた場合、有効的に実施されたという記述がない限り、実施されていることを意味していると取ってはならない。

1.6 上記のように、本報告書は多くの信頼できる情報源から成る資料をまとめたものである。報告書を編集するにあたり異なる資料の矛盾した情報を調整することはしなかった。例えば、個人、場所、政党の名前やスペリングが情報源により異なる。COI 報告書はスペリングの統一は目的とせず、原資料のスペリングを忠実に使用した。同様に原資料毎に数字が異なることがあるが、それも原資料のままにしてある。“sic”という言葉はこの書類上で、言及されたテキストのスペリングの間違いやタイプ・ミスを示すものである。この言葉の使用は資料の内容についての如何なるコメントも意味するものではない。

1.7 本報告書は、実質的に、過去2年間に発行された原資料に基づいている。しかし、最近の資料に網羅されていない情報についてはより古い資料も使用されている。使用したすべての原資料は、本報告書が発行された時点での適切な情報を含むものと考えられた。

1.8 このCOI報告書と付随する原資料は、公の資料である。全てのCOI報告書は、内務省のウェブサイトのRDSセクションに掲載されており、大半の原資料は公にされている。電子的に入手できると確認されている、本報告書の現資料は、そのウェブ・リンク先と、いつそのリンクにアクセスしたかの日にちが記載されている。政府関係や予約購読などアクセスがより困難な資料のコピーは内務省への要請により入手可能である。

1.9 亡命者数が、トップ20の国々及び特定の作戦的必要性があると考えられる国々に関してCOI報告書は6か月毎に発行される。必然的に発行日の挟間に生じる事件の情報についてはCOI報告書が遅れを取ることが度々ある。内務省の高官は、国情の重要な変化については、やはりRDSウェブサイトに掲載される出身国情報告示で知らされる。彼らは特定の質問についての情報要求サービスに常時アクセスする。

1.10 このCOI報告書を作成するにあたり、内務省は原資料の正確で、バランスの取れた要約の提供を心がけた。本報告書に関するコメントや追加の資料に関する提案を歓迎するが、それらは内務省内の下記住所に提出してほしい。

出身国情報告サービス

内務省

アポロハウス

36 ウェルズリー・ロード

クロイドン CR9 3RR

英国

Eメール:

ウェブサイト:

国家の情報に関する諮問委員会

1.11 国家の情報に関する独立した諮問委員会が、2002 年国籍、入国管理、庇護法の下で設立された。その目的は内務大臣に対して内務省の出身国情報資料の内容に関する勧告を行うためである。諮問委員会は内務省の COI 報告書やその他の出身国情報資料に関する反響を歓迎する。諮問委員会の活動はウェブサイトで見ることができる。

1.12 内務省の資料や手続きを承認することが諮問委員会の機能ではない。その業務の過程で、諮問委員会は直接、選択された個々の内務省 COI 報告書を検討するが、そのような検討がなされたという事実及びなされたコメントがあるといって、資料が承認されたことを意味すると取ってはならない。委員会が検討する資料の幾つかは、Non-Suspensive Appeals (NSA) 非停止上訴リストに指名された、又は指名が提案された国に関連する。そういった場合諮問委員会の作業が、特定の国を NSA や、NSA 手続きへ指名する決断や提案を承認したことを意味すると取ってはならない。

国家情報に関する諮問委員会

P.O. Box 1539

クロイドン CR9 3WR

英国

Eメール：

2. 地理

- 2.01 米国の国会図書館(2005年6月15日にアクセス)によると、“ガーナは西アフリカ海岸に位置し、フランス語圏の3カ国と国境を接しておりそれらは、西はコート・ジボアール、東はトーゴ、北がブルキナ・ファソ（ブルキナ、以前はアッパー・ボルタ）。南はギニア湾と大西洋である。” [4a] (p1) オックスファムのクールプラネットウェブサイトでは、“この国は赤道の丁度上に位置し、首都であるアクラの北約24キロメートルにある港町テマを通過するグリニッチ子午線上にある。” (30)

- 2.02 オックスファムの記述が続く：

“ボルタ湖はガーナの南東領土を占め、世界最大の人口湖である。この湖は1964年にアコソンボ水力発電ダムが建造された際造られた。地理的にガーナは熱帯である。国の北部は南部と天候が大きく異なる。ガーナ南部はもっと湿気があり、一年中高温で、乾期が非常に短い。” (30)

- 2.03 ユウロパ出版、アフリカ、サハラの南 2005, 34 版では、このように記録されている。

“ガーナは238,537平方キロメートル(92,100平方マイル)ある。2000年3月の人口調査では人口は18,845,265人で、人口密度は1平方キロメートル当たり79人である。” [1] (p492)

2003年に国連は人口が20,922,000人で人口密度は1平方キロメートル当たり87.7人と見積もっている。[1] (p492) “ガーナの主な部族はアカン、エベ、モレガブガニ、グアンとガーアダンベである。各部族の小グループは同じ文化的伝統、歴史、言語、起源をもつ。ガーナの各種の人々の文化的差異にかかわらず、言語学者によると、ガーナの言語は、アフリカの大規模言語族のひとつである、ニジェール・コンゴ言語族の2種の主要言語亜科の一つまたはもう一方に属する。それらはカ族とグル族でボルタ川の南と北にそれぞれ位置する。カ族は国の人口の75%を占めるが、アカン、ガーアダンベ、エベを含む。アカンはさらにアサンテ、ファンテ、アクワピム、アケイエム、アクワム、アハンタ、ボノ、ヌゼマ、クアフ、サフウイに分かれる。ガーアダンベ族と言語族は、ガ、アダンベ、アダ、クロボ、クロリを含む。エベは単一の言語族だが、それでもヌコンヤ、タフィ、ログバ、ソントロコフィ、ロロビ、リクペに分かれる。ボルタ川の北部はグル言語の人々が3つに分かれる。それらはグルマ、グルシとモレーダグバンである。クワ垂族のように主なグル族はさらに細分化される。[4] (p1-2)

3. 経済

- 3.01 ユウロパ出版、アフリカ サハラの南 2005, 34 版によると、“1957 年の独立時にガーナはアフリカの最大経済の一つであった。しかしその後 25 年で経済は急激に下落した。その間に一人当たりの所得は三分の一まで減少し、政府の税収入が縮小した。結果として的大幅な債務超過がインフレの上昇と急激な対外負債となった。さらに教育、保健や国のインフラ整備への支出が減らされたり、なおざりにされる結果ともなった。1981 年までに平均年間価格インフレーションは 142%であった。”

[1] (p498)

- 3.02 ユウロパの報告によると、1980 年代、1990 年代にローリングス政権は世界銀行や IMF と協力し一連の経済復興計画を導入し、ガーナの経済の安定化策を講じた。2000 年と 2001 年に負債額を少なめに報告していることに関し多くの議論が続いたが、IMF 債務事業契約の下で経済は改善した。[1] (p498)

2003 年の堅実な成長と、国内向けの重要な海外投資や良好な収穫が、2004 年の選挙の年にガーナの経済を良好にした。“2003 年の 12 月に IMF は、経済が堅実な成長過程にあるとしてガーナ政府の 2003 年度のマクロ経済方針の成功的実践を称えた。ジョン・アジェクム・クフォーが大統領に就任した 2001 年 1 月からほどなくガーナは高いインフレーションに戻ったが、それが短命であったことが証明された。2001 年 3 月迄の 12 か月のインフレ率は最高で 41.9%となったが、2001 年末までに 21.3%、2002 年末までに 15.2%まで下落した。

世界的石油価格高騰と 2003 年初めの燃料助成金の廃止がインフレの上昇圧力となり 2004 年 1 月には 22.4%になった。2004 年の予算では 2004/05 会計年度にインフレーションを 10%以下まで減少することが目標となった。” [1] (p497)

- 3.03 ユウロパ(ガーナ 2005)では、経済が主に国の潤沢な金とココア部門を基盤ととしてしている。2003 年に金とココアが輸出の約 60%をしめた。2003 年の 12 月に IMF は政府が伝統的でない農業製品、キャッサバ、ヤム芋、プランチーノ、とうもろこし、米、ピーナッツ、あわ、もろこしの生産物によって輸出拡大を成功させたことを祝った。何世紀にも亘り金産出国として知られてきたが、1880 年代に始まった大規模の採掘が、1990 年代に大幅に復活し、その結果金が持続的歳入源となっている。

[1] (p499)

4. 歴史

4.01 USSD のガーナに関する背景メモ（2004 年 11 月）では“1993 年 1 月 7 日に憲法発布され、第 4 共和国設立。その日にジェリー・ジョン・ローリングス空軍大尉が大統領に就任し、議会が招集された。[2a] (p5) ユウロパ出版アフリカ サハラ以南 2005 34 版では、新政府の最初の予算により厳しい経済的引き締め一括策が導入され、食物、交通と必需品のコストが直接的に増加した。選挙の余波に主な野党は、立法府に代表権を持っていなかったが Inter-Party Coordinating Committee (ICC 政党間調整委員会) という同盟を結び、1993 年の前半 6 か月間大統領選挙の結果について論争を続けた。しかし 1993 年 8 月に NPP (New Patriotic Party 新愛国党) が ICC の他のメンバーと袂を分かち、選挙結果の合法性を認めるとしたため、ICC の連帯を傷つけた。[1] (p494)

4.02 USSD のガーナについてのメモ（2004 年 11 月）では、次の大統領・立法選挙が 1996 年に開かれ、野党連盟が徹底的に戦ったとしている。国際的オブザーバーは選挙が平和的、自由で透明性があったと記述している。ローリングスは 57% の人気投票で再選したが、ローリングスの政党である NDC は議席数を減らした。議会 200 議席中 133 議席。[2] (p5-6)

4.03 ユウロパ 2005 によると、1993 年の憲法では、大統領候補者は 3 期目の再選は禁止されている。[1] (p495) USSD のガーナに関するメモ（2004 年 11 月）では以下のよう

“2000 年の 12 月の選挙は、ガーナの歴史において初めて民主的に大統領の交代があり、ローリングスの副大統領で、ローリングスが自ら後継者としたジョン・アッタ・ミルズが新愛国党 (NPP) のジョン・A クフオーに敗北したのだ。クフオーは 56.73% の票を集めることでミルズを破り、NPP は議会 200 議席中 103 議席を獲得した。一方 NDC は 89 議席で、無所属と小規模野党が 8 議席獲得した。” [2a] (p6)

BBC ニュースは 2004 年 12 月 11 日にジョン・A クフオーが、52.75% の票で大統領 2 期目を獲得したが、44.32% の票を集めた対立候補の NDC、ジョン・アッタ・ミルズよりほぼ 8% 上回っていた。与党は 129 議席獲得、主な野党である NDC は 88 議席だった。その他の野党が 7 議席獲得した。[5a] (p1) ユウロパ 2005 では新たに選挙区を 30 設立して 2004 年の 12 月選挙以降の議会の議席は 230 になった。[1] (P509)

5. 政府の組織

憲法

5.01 米国・国務省（USSD）のガーナに関する背景メモ（2004 年 11 月）の記録では：

“1993 年の、第 4 共和国を設立した憲法には、共和的民主政府の基本的憲章が与えられている。ガーナを、主権がガーナの人民にある単一の共和制国家としている。将来のクーデター、独裁政権と一党独裁国家の阻止のために権力の共有分担の構築が設計されている。憲法には、1957 年、1960 年、1979 年のそれぞれ廃止となった憲法からの教訓と、英国および米国の憲法から取り入れた条例・規則が反映されている。憲法で容易に認められない条項は PNDC の構成員又は被指名者が、PNDC 統治下では公的行為や遺漏の法的責任から免責されるというものだ。 憲法は大統領、一院制の議会と国家諮問委員会と独立した司法制度の間で権力を共有分担することでチェックとバランスのシステムを構築することを訴えている。” [2a] (p6)

5.02 ユウロパ出版、アフリカ サハラの南 2005、34 版によると、

“1992 年 4 月 28 日に国民投票により承認された第 4 共和国の憲法ではガーナは多数政党の政治制度である。国家元首であり、軍隊の最高司令官である大統領に行政権が付与されている。大統領は普通成人選挙権で 4 年間の任期で選出され、副大統領を任命する（選挙の前）。大統領の在任期間は 4 年任期を 2 回と限定されている。さらにどの大統領候補も 50%以下の投票率の際は最高投票率の候補者 2 名の間で 21 日の間に新たな選挙を行うことが規定されている。” [1] (p509)

政治構造

5.03 ユウロパによると、立法権は単一の議会に付与されており、議員は直接成人選挙権により 4 年の任期で選出される。2004 年 12 月の選挙のため 30 の新たな選挙区が創出され、議席を 230 まで増やした。議会の承認の下で大統領が、内閣となる閣僚会議を任命する。[1] (p509) USSD のガーナに関する背景メモでは、

“憲法によると、大統領が任命する次官の半数以上は議会のメンバーから選出されなければならない。” [2a] (p6) ユウロパは憲法が国家の課題に提言する役割の、著名な市民 25 人からなる、25 人の国家協議会 [1] (p509) を与えるものとしている。その内容は、ガーナウェブ.コム (07/01/2005) によると伝統的な長老議会に似ている。[6a] (p1) 追加的にユウロパは、副大統領が議長を務める、20 名から成る国

家安全保障委員会もあるとしている。[1] (p509)

- 5.04 ユウロパの報告ではガーナは行政的目的で 10 の地域に分割されている。
アシャンティ、ブロング・アハフォ、中央部、東部、大アクラ、北部、北東部(ア
ッパー・イースト)、北西部(アッパー・ウエスト)、ボルタと西部である。

司法制度

- 5.05 ユウロパ出版 アフリカ サハラ以南 2005, 34 版によると、ガーナの民法は英国
の慣習法を基にしており、条例により法規を部分修正している。個人的、内国的
で契約的な関係の基礎はガーナの慣習に根ざしている。英国の慣習法を主採用し
た 1960 年の刑事訴訟法が刑法の基である。[1] (p512) 米国国務省 2004
年度報告書は 2005 年 2 月 22 日に発行されているが、“被告人は推定無罪とされ、
裁判は公であり、被告は出席する権利と弁護士を頼む権利(必要であれば公的支出
により)がある。反対尋問も実施されており、通常こういった安全手段を官憲は尊
重している。” [2d] (section 1e)

- 5.06 2004 年 9 月に発行されたフリーダム・ハウスのガーナ国家報告書でこのように
記されている“ガーナの法廷は 1992 年の憲法の下で自治権が増したが、依然とし
てしばしば行政の影響を受ける。伝統的法廷は時々現地の習慣に沿って重要性の
低い事件を取り扱うが、その場合憲法の水準に満たないことがある。司法手続き
が未整備のため裁判前の勾留が厳しい状況で長期間続く。” [16] (p3)

- 5.07 USSD 2004 は記す：

“憲法は独立した司法を付与するが、司法は影響されやすく、汚職は依然として
深刻な問題である。政府は本年中に汚職に挑む手段を取った。司法システム内に
多くの汚職が申し立てられている。8 月 2 日に首席裁判官は何人かの裁判官が 1 年
を通して、事件を一件もとらずあつかわず、判決も下していないと語った。司法に
関する議会特別委員会によって採用された 2003 年の報告書は司法の汚職の詳細を
述べている：強要について、再勾留の悪用、保釈、贈収賄による採決の軽視、事
件の迅速処理又は遅延の見返り又は記録の紛失の見返りとしての金品贈与。委員
会は行動規範、不服手続きの透明化、懲罰メカニズムの設立と徹底を提言したが、
年末までに提言はいずれも実施されていない。首席裁判官は 2003 年に公職につい
てから業務の内容と苦情についての年次報告書を作成して、汚職を止め透明化を
向上させるためのキャンペーンを継続している。司法の苦情処理部門は汚職、遅

延、不公平な取扱いに関する苦情の受理・調査を継続している。司法の年次報告書によると 2003 年 7 月から 7 月まで（原文のまま）に 258 件の苦情と陳情を受理し、期末までにそのうち 63 件は処理され、74 件が調査中であり、121 件は未決である。2003 年に裁判官が調査に関して贈賄を行ったことに対する正式な措置はとられておらずその裁判官は年度中に退職した。[2d] (Section 1e)

5. 08 2003 年 10 月 27 日の USINFO. STATE. GOV の記事では、米国の国務省がガーナの司法研修のため米国の裁判官 3 名の訪問を後援したと報告している。このプロジェクトでは倫理、代替紛争解決法、調査、証書、裁判所の管理などの問題を検討し、さらに米国の裁判官にガーナ司法制度に必要なことを評価することを許可している。米国の裁判官は、ガーナの司法制度の根本的問題は資金と施設不足だと報告している。世界銀行はガーナ司法制度に関する、独立した評価まで、改革のための資金は提供しないとしている。ガーナの前主席裁判官がそういった独立した評価の実施に反対していたと報告されている。[17] (p1-2)
5. 09 安全保障研究機関（ISS）の報告に 2005 年 1 月 14 日にアクセスしたが、そこでは、“ガーナでは保釈金の金額の決定や、無期限に容疑のない人物の刑務所への再勾留に関し無制限の裁量がなされているようだ。刑務所の人口の三分の一が再勾留された囚人だと報告されている。” [9] (p43)
5. 10 ユウロパ 2005 では“最高法院の下最高裁判所、控訴院、高等裁判所、地方裁判所がある。下位裁判所は、巡回裁判所、巡回地方裁判所、地域裁判所があり、その他の裁判所に関しては法が定める。2001 年に“迅速”な裁判所手続きが設立され、裁判の評決を促進することになった。[1] (p512)

以下は、ユウロパによるガーナの異なる裁判所のリストである。

- 最高裁判所：主席裁判官と 9 人以下の裁判官から成る。” ガーナにおける最後の控訴院であり憲法の行使、解釈に関する裁判権を持つ。“[1] (p512)
- 控訴院：主席裁判官と控訴院の 5 人以下の裁判官から成る。高等裁判所の判決、判定、命令についての上訴について聞き決断する裁判権を持つ。
- 高等裁判所：主席裁判官と 12 名以下の高等裁判所の裁判官からなる。反逆罪などの罪を除く、民事、刑事すべての事件に関する最初の裁判権を行使する。ガーナでは犯罪に関し陪審員による裁判が行われており、1960 年の刑事訴訟

法により、起訴による裁判は陪審員によってなされるか、又は裁判所補佐人の補助によって行うこととなっている。

- 巡回裁判所：金額として C100,000 を超えない民事に関する最初の裁判権を行使する。幼児の後見・保護の権限を持ち、最大の刑罰が死刑である又は反逆罪を除くすべての刑事犯罪の最初の裁判権を持つ。それぞれの巡回地域に位置する地方裁判所の決定に関する上訴裁判権を持つ。
- 地方裁判所：各行政地域に少なくとも一人は地域行政官が任命され、金額で C50,000 を超えない民事訴訟の最初の裁判権を持つ。さらに地域行政官は第一級の重罪や巡回裁判所や高等裁判所が扱うべき重大な性質の事件以外すべての刑事事件の裁判権を持つ。第一級地方裁判所は C1,000 を超えない罰金 C500 を超えない罰金と 12 か月までの禁固刑を課することができる。地方裁判所は、賃貸法下の賃貸の件以外では上訴権を持たない。
- 少年裁判所：少年が成人と共に告訴されていない限り 17 歳以下の事件の裁判権を持つ。裁判所は、地方行政官か弁護士であるべき議長、と司法協議会との協議によって主席裁判官が任命した 2 名以下のメンバーからなる。育児放棄されたこどもの保護と監視に関しての命令を下し、子供の良い行いを達成するために両親と協議することができる。
- 国立採決機関：地域の採決機関の上訴を検討する。その決定が最終となりそれ以上の上訴はあり得ない。この機関はすくなくとも 3 人以上 5 人以下のメンバーから成り、その一人が議長を務める。
- 地域採決機関：価格、賃貸、両替の操作、盗み、詐欺、改ざん罪、汚職など臨時国防委員会から差し向けられる刑事事件について審議する。
- 特別軍事採決機関：軍隊の構成員の刑事事件について審議する。5 名から 7 名で構成される。[1] (p512)

5.11 USSD 2004 は“迅速”な裁判所手続きについて記述している：

“迅速裁判所は司法当局高等裁判所の一部門であり、銀行、投資家、人権選挙の陳情、政府の歳入、特権的令状、名誉毀損、特定の営業的また産業的事件、相当な公金が関与する刑事事件及び公的に非常に重要性を持つ事項

の審議の権限を持つ。迅速裁判所に正式に提起される事件の大半は銀行取引、商業的事項、人権と名誉毀損である。これらの裁判所は6か月以内に採決する。” [2d] (Section 1e)

5. 12 “迅速”な裁判所手続きの件で、ジェーンの見張り安全評価、西アフリカ、2004年4月によると：

“2002年の2月11日にガーナ国立石油会社の前会長であるツァツ・チカタ氏が裁判所の憲法上の立場に挑戦し、2月28日に最高裁判所は5対4の差で彼に有利な採決を下した。司法長官のナナ・アクフォ・アッドは直ぐに最高裁の採決の調査の意向を示し、6月26日に、最高裁に11名の裁判官が坐す中、前の採決を6対5の差で覆した。” [41]

5. 13 USSD 2004 は、正式な司法システムに加え：

“族長法により村やその他の伝統的首長が地域の事件を仲裁し、伝統的部族の法律でそのような事件を扱う権限をもつ。そういった事件は離婚、子供の親権、所有権の紛争などだ。しかし、伝統的支配者の権威は急速に損なわれており、裁判所や地域議会などの国家の施設に権威が確立した。一月にテマの首長が3日間のADR（代替紛争解決テストケース）研修を受け、その研修の結果伝統的議会は、地域のリーダーが紛争を解決する役割を制度化するために、首長法以外の独自の憲法を持つべきだという提言に至った。年末までにその提言は実施に至っていない。[2d] (Section 1e)

国家調停委員会

5. 14 ザ・ワールド・ガイド 2003/2004 (新国際出版社) はクフォー大統領が国家調停委員会 (NRC) の創設を承認したと述べている。“アフリカの数カ国で実施されている委員会同様に、ローリングスの軍事政権下での20件の失踪について証言したり、解決しようとする者に免責特権を与える。” [25] (266) NRC 報告書 (2004年10月) の要約ではその目標についてこう述べている。“公職者の活動または不活動により負傷、怪我、損傷や人権侵害や暴力により有害な影響を被った人々を正しく救済することを奨励するために国民間での和解を推奨すること。” [40] (p2)
5. 15 しかし、ジェーンの見張り安全評価、西アフリカ、2004年4月では、NRCの設立は国内でのパルチザン活動の分裂を強める可能性があるとしている。“しかし、

NDC（国民民主議会）の政治家の魔女狩りの動機は、NPP（新愛国党）内の競争と司法長官であるナナ・アクフォ・アッドなどの党内急進派の政策にある。クフォーがアッドを2003年4月に司法省から外務省に移し、調停手続きにおける彼の役割を終了させた。2004年3月にNRCにローリングスが現れた際は緊張がみなぎり、非常に短い尋問で終わった。” [41] (p2 イキゼ キュティフ サリー)

5. 16 オールアフリカ.comは、2005年4月21日にガーナの調停委員会（NRC）が月はじめに政府に報告書を提出したと報じた。オールアフリカ.comによると国の軍隊、警察と刑務所は独立以来最も人権侵害において非難されるべきである。しかし、“暴力は違憲の政府にとどまらず、委員会の推定では軍事政権下で虐待の84%が起こっている。” [24a] NRC 報告書は以下のリンクで見ることができる。

5. 17 2004年の10月に出版されたが2005年の4月まで公にされなかったNRC 報告書についてガーナ政府は2005年4月22日に発刊した白書の中で、委員会は立法機関により権限を付与されているが、その立法機関に対し形・実質共に信頼をよせていることに満足している。そして“取扱いすべてにおいて規則と公平を見事に守っている。[38] (p2) 委員会の提言から政府が受諾したのは以下の点である：

- 政府は委員会のガーナ軍隊、警察と刑務所に対する総合的提言を受諾する。よってこれらの機関の委員会に対し、実施に向けて提言内容を慎重に検討するように指示した。
- 委員会が立証した、これらの集団の虐待を防ぐためには透明化、公平性採用時の最高レベルのプロフェッショナリズム、研修と配置展開が必要である。更に研修にあたってはこれらの集団を構成する男性・女性が人権の価値や一般人との関係に気を配ることを目的にすべきである。
- 政府は依然としてすべての公的機関の分権化の意向である。そのために政府は警察統率権の分権化の提言については今後検討する。現在の重点は、職員の人的資源、作業状態の改善、プロフェッショナリズムと誠実性ならびに人権の尊重を教え込むことだ。[38] (p3)

5. 18 これらの提言に加えて委員会は、報告書に述べられている事件により影響を被った人々への賠償及び社会復帰基金の設立を提唱している。政府の白書は

こういった提言を受諾し、政府は“緊急の措置”により年末までに基金を設立する。そしてガーナの重要な癒しの道具として確実に有効活用するため十分に資金を持たせるとしている。[38] (p3)

5. 19 アフリカに関するノルウエー協議会は、2004 年 7 月 1 日に、ガーナ・クロニクルにおいて、国家調停委員会 (NRC) が二人の前高官から攻撃されていると報じている。その二人は、前国家安全保障長官のコジョー・チカタ大尉と以前の副司法長官で、前大統領候補のジョン・アッタ・ミルズ教授(野党の NDC)の下位候補者マーティン・アミデュ氏である。二人ともジェリー・ジョン・ローリングス政権で任命されており NRC が意見で偏見があるとしている。[39]

(人権の項目 6 も参照すること)

人権と行政の正義委員会 (CHRAJ)

5. 20 ヒューマン・ライツ・ウォッチは CHRAJ の役割について 2001 年に査察内容を出版している：

“1993 年に CHRAJ は設立された。1979 年に憲法により創設されたオンブズマンを吸収し、1980 年より存在していたが、適切な強制力はない。憲法の立案者は、すべての人権と行政的正義に取り組む唯一の国家機関の設立を選択した… CHRAJ の独立は 1992 年の憲法で保障されており、政府の省や個人にコントロールされるものではない。CHRAJ は議会に毎年報告することが義務付けられている。議会は報告書を検討し、決議を通過させるが、委員会の決定のいかなるものも変更できず、CHRAJ の人事や手続き上の規定を左右することはできない。” [35]

5. 21 CHRAJ のウェブサイト(2005 年 8 月 17 日にアクセス)によると：

“委員会は委員と二人の副委員から成る。委員会はその構成員が、二人の副委員か、委員補佐人により拡大することを提案している。本部、地方、地区の 738 名の常勤職員が委員会を補佐している。”

“CHRAJ の事務所は全国を網羅している。憲法の第 220 条では国の 10 の地域と 110 の地区に事務所を置くことを定めている。委員会は現在 10 の地域と 99 の地区に事務所がある。憲法は、委員会の業務にガーナの国民ができる限り、そして確実にアクセスできることを定めている。

10 の地域のディレクターは弁護士が務めている。” [36a]

5. 22 ヒューマン・ライツ・ウォッチは CHRAJ が、苦情調査の能力を含め、幅広い調査力を擁するとしている。もっと重要なことはヒューマン・ライツ・ウォッチによると、CHRAJ は、人権と行政正義法に関する委員会法の第 8 項で強力な執行力を付与されており、それには証人としての出席、又はその他の適切な情報・証拠に関する召喚状の発行および委員会の要求に従わない人への裁判所での侮辱罪を与えることができる。CHRAJ は、“このような公平、適切で有効な手段” により矯正を執行する権限を付与されているのだ。 [35]

CHRAJ ウェブサイトに機能と権限について詳細が載っている

5. 23 オールアフリカ. com は 2005 年 8 月 1 日にこのように報告している。CHRAJ の役割についての一般の認識が高まるにつれ、人権問題での助けを望む者の数が大幅に増加している。例えば、報告書によると、2001 年に委員会には 10, 523 件が知らされ、2002 年は 12, 381 件そして 2003 年は 13, 726 件だった。オールアフリカは CHRAJ のスポークスマンボゾンペム氏の言葉として、“苦情の数が多いということは、人権保護を担当する機関としての CHRAJ の存在に人々が気がついたということです。又権利を守る必要性を認識する人々がどんどん増えていることであり、これは我々の民主政治にとって良いことです。”

委員会が受け取る苦情のタイプについてのオールアフリカの報告は：

“委員会の文書では受領するケースは殆どが家族に関連しており、2003 年には全体の 57% であった。過去数年の子供と婦人の権利に関するキャンペーンの増大の結果である。 “委員会の非公式なアプローチが実を結んだことは重要なことだ。これは解決した 7, 275 件、言い換えると 60. 3% が仲介によって解決し、たった 471 件、3. 9% が聴聞によって判断された事実には反映されている。” 一方ガーナ教育事業 (GES) と、ガーナ警察が人権問題に関して最悪な公的機関と名指しされた。” [24c]

“記事ではガーナ教育事業とガーナ警察が国の機関の中では最低の違反者とされた。” クロニクルによると、GES は、基金の横領、賃金の不均等と支払いの遅延が

ほぼ大半といってよく、警察では誤認逮捕、被疑者の勾留、勾留禁止・移送などだ。” [24c]

5. 24 CHRAJの有効性について、オールアフリカ.comは2005年7月27日にさらに述べている。2000年から2004年にかけて汚職に関する委員会の調査が増加した。この間に委員会の本部は61の汚職関連事件を調査したが、そのうちの5件はまだ調査中である。本記事は人目を引く汚職事件について詳細に述べているが、委員会が、“汚職及び不法な資産の取得に関する申し立てによる5名の政府高官の調査、社会保障及び国民保険基金（SSNIT）の活動の査察、国民保険委員会（NIC）の全委員の告発がCHRAJの、目立った調査内容である。”しかし、野党は委員会が、委託された権限に対し生ぬるいアプローチだと非難する。他の批判でも委員会が政府に密接すぎるとしている。[24d]

国際人権条約の批准

5. 25 国連の人権に関する高等弁務官事務所が、ガーナが2004年6月の時点で調印した条約のリストを発行した。

ガーナによって以下の条約が調印された：経済、社会、文化的権利に関する国際条約（CESCR）、公民及び政治的権利に関する国際条約（CESCR）、すべての人種差別撤廃に関する国際条約（CERD）、すべての女性への差別撤廃に関する国際条約（CEDAW）、拷問及びその他の残酷で非人道的で侮辱的扱いや刑罰に反対する条約（CAT）、子供の権利に関する条約（CRC）。[23]

法的権利と勾留

5. 26 米国、国務省（USSD）の報告書、ガーナにおける人権の実践 2004 年では、“憲法は独断的逮捕、勾留、国外追放からの保護を与えているが、独断的逮捕と勾留が問題であった。” [2d] (section 1d) 文民の当局が通常治安維持勢力に対する有効なコントロールを行っているが、その構成員の何人かが、多くの深刻な人権侵害を犯したとも報告書は語っている。[2d] (Introduction)
5. 27 安全保障研究所（ISS）の報告書に2005年1月14日にアクセスしたが、“ガーナでは、裁判所が保釈金の決定に際し、全くの制限がなく、又告訴なしに刑務所に無期限に再勾留したりする。ガーナの刑務所の人口の約三分の一は、再勾留された囚人である。”と報告されている。[9] (p43)

5. 28 USSD 2004 によると、

“憲法は勾留されている個人は、その者が理解できる言語によって勾留の理由と彼または彼女が、国家の費用で弁護士や通訳を雇う権利について直ちに知らされねばならない。司法当局は市民を告訴なしに 48 時間勾留できる。逮捕には令状が必要であり、48 時間以内の罪状認否が与えられる。憲法は“妥当な”時間内に審理されない未決囚は無条件で釈放されるか、その者が後日裁判所に出頭するという条件つきで釈放することを要求している。
“[2d] (Section 1d)

5. 29 しかし、2003 年に発行された、民主的発展センター（CDD）の警察・地域の関係に関する調査では、逮捕された多くの者が法に基づいて扱われなかったと考えている。多くは警察が頻繁に人権を侵害したと報告している。調査によると、回答した 46%が逮捕理由を知らされず、一方 51%は権利について説明がなかった。更に 67%は弁護士に連絡できず、44%が最初から有罪と推定されていた。[2d] (Section 1d)

5. 30 USSD 2004 は、更に述べて：

“実際虐待は減ったといえ、まだ多く発生しており、それらは、告訴なしでの 48 時間以上の勾留、令状の不在、令状を再発行して尋問のために無期限に再勾留したり、落ち度による令状の失効である。6 月 8 日に刑務局の所長が、1,270 名の令状が失効しているのにまだ再勾留されていると述べた。加えて、時にはささいな違反行為や確証のない罪により勾留される。当局は日常的に囚人の家族に、投獄について通告することを忘れる。投獄について家族は偶然知るのである。裁判所は保釈金の決定に制限がなく、金額は不当に大きい。毎週司法当局のチェックがあるが、裁判所は保釈金で釈放することを拒否することがあり、逆に告訴なしで無制限に再勾留する。警察も保釈金による釈放の条件として被疑者に金銭を要求する。

“11 月にクフォー政府に対して 7 名の退役軍人がクーデターを企てたとして、逮捕された。一人が違法な武器を所持していたが、残りの 6 名は法が定めた 48 時間以上勾留の後釈放された。” [2d] (Section 1d)

5. 31 米国国務省のガーナにおける人権の実践 2004 報告書：

“裁判所は保釈金の設定に無制限の裁量を持ち、保釈金は法外に高い。
毎週司法当局のチェックがあるが、裁判所は保釈金によつての囚人の釈放を拒否し、無期限に告訴なしで再勾留することがある。警察は保釈金での釈放の条件として被疑者から金銭を要求する。” [2d] (Section 1d)

5.32 USSD 2004 も以下のように述べる：

“再勾留された囚人が多いことが深刻な問題である。刑務所施設の査察時に、刑務局長官は裁判なしで 10 年間拘置されている囚人の多くにあった。勾留者の何人かは犯した罪の対象となる時間以上再勾留独房に入れられていた。5 月にクマシ中央刑務所は多くの再勾留囚人を収容しているが、現地の当局からの回答を促すために、令状が失効している囚人を釈放すると脅したと報じられている。その月の終わりごろ、刑務局と司法長官の執務室は令状が失効している、再勾留されている囚人は、迅速な裁判のために該当する事件が裁判所に委ねられねばならないと発表した。刑務局はさらに軽微な罪で告訴されている者のケースを迅速に扱うか、保釈金を許可するように勧めている。その結果 6 月 17 日に 2 か所の巡回裁判所は 23 名の囚人の再勾留の令状を更新したが、全員武装強盗の罪で告訴されていた。

“4 月 3 日に数人の首長を含む 34 名が暴動、器物損害、盗難、放火の罪で警察に勾留された。この中の 2 名の少年が子供の家に再勾留された。CHRAJ(人権と行政の正義の委員会)は 4 月 18 日に公な苦情を申し立てたが、警察が被疑者を 48 時間以上勾留することで法を犯したというものだ。4 月 26 日に被疑者 34 名中 10 名が保釈金で釈放され、後日裁判所に再出頭するよう命令された。年度末に本件に関する最新情報はない。” [2d] (Section 1d)

死刑

- 5.33 アムネスティ・インターナショナルの、2004 年度ガーナに関する年次報告書によると、“死刑は法令集にまだ載っている。2004 年の 4 月にアクラの高等裁判所は、従業員を殺害したとしてデレク・ジョージ・メンサに死刑の判決を下した。”
2003 年の 1 月から 12 月までに死刑は執行されていない。[7] ガーナウェブ.com の、ガーナの死刑—その事実という記事に 2005 年 1 月 13 日にアクセスしたが、死刑は実際は 1993 年 7 月に執行されてから事実上廃止されている。[6b]
インター・プレス・サービス・ニュース・エージェンシーの、2004-2005 の

挑戦という報告書ではガーナが“事実廃止主義”であり少なくとも過去 10 年そうであるとしている。[8] (p2)

国内安全保障

5. 34 ガーナウェブ.com に記録されているように、内務省が国内の法律と秩序の維持と施行に総合的責任を持つ。省の責任範囲は：警察、拘置所、国立消防署、移民局、麻薬取締委員会、国立災害対策組織、難民委員会である。

5. 35 米国国務省の人権の実践(USSD) 2004 報告書では：

“警察は 8 名の警備協議会の管轄の下、法と秩序の維持に責任をもつ。本年中に軍隊は法の執行業務に継続して参加している。別部門、国立捜査局が国家の安全保障にとって重大と思われるケースを扱い、行政支部に直接回答する。一方民間の当局は通常警察の有効なコントロールを行っているが、政府当局から離れて独自に警察の一部が行動することがあった。警察やその他の警備関係者の何名かが多くの重大な人権侵害を犯した。” [2d] (introduction)

5. 36 犯罪と社会、世界の比較犯罪学 (2005 年 8 月 27 日にアクセス) によると：

“警察とその他の警備関係者は幾つかの深刻な人権侵害をおこしている。警備関係者が、法的に正当と認められない、犯罪被疑者の殺人を幾つも起こしている…警察は群衆のコントロールの際にゴム弾や水鉄砲を依然として使用している。近年特に警察が、警察の残虐行為、汚職、怠慢の出来事の後には厳しい批判にさらされている。警察への一般の信頼は低く、警察の不活動、被疑者の起訴手続きの遅れ、犯罪者との協力の噂、簡単な裁判で被疑者を取り扱うことを望むことに対して幾つかの警察署が暴徒に襲撃された。” [43] (p 10)

5. 37 警察の汚職と過剰な人員に関し、外務及び連邦局 (FCO) は 2005 年 8 月 25 日にこのように述べた。警察への苦情を伝える手段はいくつかあるとし：

“警察の行動に対しての苦情を述べるには幾つかの手段がある。警察自体の苦情処理手順を踏んでもよい。その場合は内部手続きが署から地域の司令官までいく。深刻と思われた場合はガーナ CID に回される。議員や、大臣、大統領執務室までいく苦情もあると警察が我々に語っている。

“人権と行政的正義の委員会に苦情しても良い (CHRAJ)。[CHRAJ の項目である 5. 20

を見よ] CHRAJ は、1992 年の憲法によって設立された独立した機関である。その役割の一つは人権侵害の苦情を調査することにある。宣誓の下で調査に人を召喚することができる。そして委員会は適切な当局に提言する。提言によって何もなされなかった場合は裁判所へ回される。

“CHRAJ は、警察の独房、拘置所を査察し、議会に提出する年次報告書を作成する。報告書は虐待や悪い行為に焦点をあてる。

NGO 連邦人権イニシアチブ (CHRI) は、ガーナの警察の説明責任の改善についてのプロジェクトを開始するところである (FCO による基金)。彼等によると、警察と一般市民が説明責任と人権についてより大きな知識を持つことが必要としている。ガーナの警察はこのプロジェクトに関し CHRI と共に作業している。”
[42]

5. 38 IRIN ニュース.ORG は 2004 年 8 月 17 日に、“政府は、競い合う部族の間での流血の戦いで、ダグボンの王が斬首され、彼の宮殿が徹底的に破壊されてから 2 年半たって、やっとガーナの北部、ダグボン地域の非常事態宣言と、夜間の外出禁止令を取りやめた。”ダグボンのライバルの部族は、アンダニとアブドウだが、半世紀以上首長権をめぐる争ってきた。各部族は政権交代が或るたびに、新政府と歩調を合わせてきた。2002 年の 3 月に部族間の争いが深刻な突発的暴力行動となり 3 日間の戦いで 30 名が殺され、3000 名が自宅からの避難を強いられた。[15 c] (p 1)

5. 39 米国国務省、人権の実践に関する報告書 (USSD) 2003 によると：

“政治的衝突も何人かの死亡と怪我、資産の損害に至った。4 月 22 日と 23 日 (2003) に北部のタマレで、数日間続いた地域の非常事態において、MNPP と、NDC のサポーターが党の旗と品物の展示で衝突し、4 名が死亡した。警備隊が暴徒を鎮圧した。4 月 23 日に議会が非常事態宣言と外出禁止令を再度実施した。4 月 26 日までに警備隊が 208 名の被疑者を逮捕した。多くの人が罪名や医療行為なしに数日勾留されたとの報告がある。勾留された者の多くが殴られたり、熱い歩道に寝ることを強要された。当局は、死亡した 4 名のうち 1 名の殺人に関して 8 名を告発、被疑者 114 名も法を乱す損害により告発した。他 3 名の死亡に関しては誰も告発されなかった。殺人で告発されたものは証拠不足で 12 月 17 日に釈放された。不法の損害で告発された者の裁判は年度末に継続中である。野党の NDC の党員はこの状況の公式な取調べを要求しているが、警備隊がこの事件の際に党の

支持者に対し虐待、ハラスメント、差別を行ったと主張している。しかし年末までに司法による調査は行われず、政府はこの申し立てを否定している。”

[2b] (Section 1a)

拘置所と拘置所の状況

5. 40 米国国務省報告 2003 (USSD) によると：

“本年中に政府が改善しようとつとめたにもかかわらず、多くの場合拘置所の状況は厳しく、しばしば生命を脅かす。2003 年の刑務局年次報告書は、刑務所が詰め込み過ぎで、予算不足であることを明かしている。報告書では 6,500 人の収容能力のところに月次に 11,038 名が収容されているとしている。大統領が、2003 年に刑務所の混雑を緩和するため、1,823 名の囚人を恩赦したという。” [2b] (Section 1c)

USSD 2004 は、刑務所の混雑は 300%に至る所も幾つかあるとしている。

“刑務局は、軽犯罪者のために、自宅逮捕に似た状況にするために、8 か所刑務所を建設した。” [2b] (Section 1c)

5. 41 USSD 2004 によると：

“政府は本年中に危険で非衛生な状況の刑務所を確認する予定である。刑務所の収容者の多くが入る建物は、古い植民地時代のとりでや放置された公のまたは軍の建物であり、換気と衛生状態が悪く、建物は荒廃しておりスペースが狭い。4 月に政府は 2500 万ドルを投じて、刑務局に新規の大型刑務所を大アクラ地域に建設させることにした。更に南アフリカ政府から 1920 万ドルを借款して刑務局の役人のための研修資料と研修方法を調達する。” [2d] (Section 1c)

5. 42 安全保障研究機関の報告書(2005 年 1 月 14 日にアクセス)によると、ガーナの刑務所は極度に混んでおりその状況は時に生命を脅かすほどである。[9] (p50)

USSD 2004 では混雑により、伝染病の罹病率が高くなっている、とした。ガーナ刑務局によると、結核、HIV/AIDS と貧血により 2003 年に 115 名の囚人が死亡している。USSD は、さらに“混雑により、伝染病の罹病率が高い。” [2d] (Section 1c) しかし、安全保障研究機関によると、大統領は混雑を緩和するために、2003 年に初犯者を 2000 名以上釈放したが、彼らは 1 年未満の刑罰であった。軽犯罪者のため

の刑務所もあるが、自宅監禁に似たものである。[9] (p50)

5. 43 ISSによると、囚人は家族に食べ物と薬を頼っている。[9] (P50) USSD 2003によると、“囚人の一日の食事手当は約 0.57 ドル(4000 セディス)…。ベッドは囚人の 30%にしか与えられず、衣類の予算はない。医療施設は不十分で、最も基本的な薬しか与えられない。” [2b] (Section 1c)
5. 44 USSD 2004 は、“女性の囚人は男性とは別に収監されている。刑法典では犯罪にかかわらず全ての女性の囚人は収監前に妊娠がテストされる。もし妊娠していると、彼女の健康状態の必要性に合わせた場所に入れられる。この指令にもかかわらず、刑務局の年次報告書によると、2003 年に 42 名の妊娠中の囚人がおり、又 20 人の赤ん坊が母親と共に収監されている。” [2d] (Section 1c)
5. 45 USSD 2004 では、“少年犯罪者は別に、少年矯正センターのボースタル施設に入れられる。そこでの長期のリハビリテーションの刑罰から逃れるために年齢を水増しする少年がいることも混雑の問題をひどくしている。年度中に社会福祉局と刑務局が協力して成人の独房に入っているとわかっている少年を強制センターに移送した。” [2d] (Section 1c)

兵役

5. 46 1997 年 1 月 16 日付の国連の経済と社会協議会の報告書“良心的兵役忌避の質問”ではガーナには徴兵制度はないとしている。[10] (p10) ユウロパ 2005 では、“2003 年の 8 月にガーナは 7000 名の軍隊を擁していた（陸軍 5,000、海軍 1,000、空軍 1,000）。2003 年の防衛費は 250,000m セディスと見積もられる。” [1] (p518)
5. 47 子供の兵隊・世界の報告書 2004 は、国の徴兵の法と実践について、“1992 年の憲法によると、すべての国民はガーナを防衛する義務があり、必要に応じて国に奉仕する。(41 条)。この国への奉仕は必ずしも軍役ではないが、時には郊外での公的奉仕を意味することがある。徴兵はなく、軍隊はすべてボランティアからなる。新兵は最低 18 歳からである。軍隊に 18 歳以下が参加しているという報告はない。” [27]

医療

5. 48 ガーナ大学の統計的社会・経済研究機関(ISSER)は、ガーナが、病院、診療所

保健センターなどの広範な医療網を持つとしている。215 の病院と、1758 の保健センター(1999 年の数字)がある。[12] (p2/p27) 2003 年の 10 月に、ガーナウェブ.com によると、政府の最重要な、国立健康保険 (NHIS) 法案が法令化された。NHIS によりガーナの住民は医療を受ける際に基本的ヘルスケアの支払を必要としない。[6c] (p1) 新たな NHIS システムは、1985 年に導入された、“現金と交換”方式、それではヘルスケアの利用者分は課税で賄い、薬剤はすべて使用者負担であった。このシステムでは治療時に多くが請求されたと報道されているが、貧しい人々の、伝統的な、異端の薬や治療への依存が増したと ISSER が報告している。[12] (p3)

5. 49 国の HIV/AIDS/STI の方針を、ガーナ AIDS 委員会が 2005 年 1 月 4 日に出版しているが、NHIS との関係で、“政府は、HIV/AIDS 陽性の方が保険に加入できるようにする方針をサポートする。PLWHA (HIV/AIDS と共生する人) の日和見感染症の予防と管理は国立保健計画 (NHIS) でカバーされる。”[31] (5.7 段落)
5. 50 ガーナウェブ.com は、2004 年 8 月 25 日に保健大臣のクワク・アフリーエ博士は国立保健計画 (NHIS) が 2004 年 11 月に本稼働すると発表した。博士によると、医療の無料奉仕のため人々は住まいの地域の保健会社に登録することが望まれる。そうすると国の全ての政府管掌病院や保健センターで無料治療が受けられるカードが受領できる。[6d] (p1) ロイターは 2005 年 1 月 17 日に、NHIS に加入するには、所得の低い人で 8 ドル、高所得者で 53 ドルかかると報じた。加入者は、公立病院で治療される 90%の疾患の治療が受けられる。しかし NHIS は、最高の治療たとえば心臓手術などは負担しない。[13] (p2)
5. 51 米国の議会図書館、ガーナーヘルスケア (2005 年 1 月 17 日にアクセス) は、“ガーナには、サハラ以南の国に特有の病気すべてがある。WHO によると、一般的なのは、コレラ、腸チフス、肺結核、炭疽、百日咳、破傷風、水痘、黄熱病、はしか、感染性肝炎、トラホーム、マラリア、住血吸虫症。その他は、メジナチュウまたはメジナ虫症、各種の赤痢、河川盲目症または回旋糸条中症、幾つかの肺炎、脱水症、性病とポリオ。”[4b] (p1) ロイターの記事 (2005 年 1 月 17 日) では、政府の統計によるとマラリアが国の外来診療で治療する 40%を占める。[13] (p1)
5. 52 ロイターはさらに 2005 年 1 月に政府がマラリアと結核の治療のために支出額を大幅に増加したと報じている。“ガーナの人口 2 千万人中 3 百万人が

毎年マラリアの治療を求める。マラリア・コントロール・プログラムではそのために政府高官が、蚊が媒体のこの疾患のために第一義治療としてクロロキンから、アーテスネート・アモジアキンに変更することとした。マラリアの 1 回の治療費は以前の米国通貨 10 セントから、今は 1.30 ドルになる。ポーテング（ガーナ保健省、薬剤調達部門長）は、“有効な第一義治療が感染を減らせばそれによって抗マラリア薬の購入コストを減らすことができる。マラリアは外来治療の 40%を占める”と語った。[13] (p1)

5. 53 さらにロイターは、ガーナ政府が多剤耐性結核とペニシリン耐性肺炎と戦うために薬剤費を増やしたと報道している。保健省は取締まり外の薬剤処方と、この 2 つの疾患治療の耐性株のために特定の薬剤が不適切に使用されていることを非難した。

HIV/AIDS

5. 54 国務省 (USSD) 2004 年報告書では：

“HIV/AIDS の人への差別が問題である。この病気の烙印を押される恐れのために検査を受けることがためらわれることが続いている。4 月に警察長官はすべての警察官に自発的に検査を受けるように警察への無料サービスを行った。この年政府の主な高官が公に HIV/AIDS の人を差別することを非難した。閣議は HIV/AIDS の人々の保護方針を承認した。” [2d] (Section 5)

5. 55 2004 年 7 月にガーナ・ヘルスサービスは 2003 年の最終報告書を発刊した。報告書では、“HIV/AIDS は引き続き公衆衛生の大きな挑戦である。2003 年の累積数は 72,581 件で、新たなケースは 7,215 件、血清罹患率は 3.6%であった。” 報告書は、最も感染しやすい年代が最も経済的に活発な人口である 30-34 歳であることを懸念している。[14] (P23-24) しかし、IRIN プラスニュース.org (2005 年 1 月 17 日にアクセス) では、“モニター調査では、昨年ガーナの千九百万人中 3.6%が HIV 陽性だが、2002 年は 3.4%であった。このことは 684,000 人のガーナ人がウイルスと共生しているわけだ。当然ながら全員が AIDS 関連の疾患を発症させているわけではない。” [15a] (P1) ロイターは 2005 年 4 月 15 日に“ガーナの HIV 感染率は 5 年間で初めて下がった。現在は全国的に 2003 年の 3.6%から 3.1%となっている。これは今週発表されたモニター調査である。” [13b] (P1)

5. 56 国連の国家プロフィールガーナ(2002年ヨハネスブルグ・サミット)ではガーナ政府がHIV/AIDSと戦う5箇年計画を立案したとしている。政府の方針の軸は、国立HIV/AIDS管理戦略によってHIV/AIDSの脅威に立ち向かう。医療施設ベースのサービスから、地域ベースのケアに移行する。地域に看護師を配置して、現金と引き換えの医療システムを廃止することで金銭的バリアをなくすということに焦点を置く。[11](p19)

5. 57 ガーナ AIDS 委員会が発行した、国立 HIV/AIDS/STI 方針、2005 年 1 月 4 日では、“HIV と関連疾患の人々に包括的で、費用対効果が高く、手頃なケアがアクセスできるようにする。ガーナ政府は援助国など国際的な関係を使い、国内外のすべての可能な手段を探って全てのレベルの人々に十分な抗レトロウイルス薬を入手できるようにする。” [31] (3. 2, 5. 2 段落)

(医療に関する 5 項の追加情報及び現金引き換え治療システムについて参照)

5. 58 2003 年ガーナ・ヘルスサービス報告書ではガーナが HIV/AIDS の予防とケアのキャンペーンを積極的に、主に若い人向けに行っていると報じている。多くのプログラムが拡大しており、特に自発的カウンセリングと検査 (VTC) は、国の 29 の VTC センターで展開している。政府はテストケースのあと、19 の新たな施設を開くことで、母子感染の予防も始めた。[14] (P24)

5. 59 ロイターは 2005 年 4 月 15 日に、“ガーナ当局によると、約 2,028 名が国の補助による ARVs (抗レトロウイルス薬) を現在投与されている、これは治療を受けるべき 70,000 人のうちの人数だ。2004 年に AIDS、結核、マラリアと戦う世界基金が、ガーナに 2 年間の ARVs 投与のために、千五百万米国ドル与えている。政府は 2005 年に ARV 治療の補助のため六百万ドルの予算を組んだ。” [13b] (P2-3)

5. 60 IRIN プラスニュースは、2004 年 5 月 6 日に世界保健機構 (WHO) が、2005 年までに、ガーナの AIDS と共生する 29,000 人に抗レトロウイルス治療を受けさせたいと発表した。記事が書かれたとき、1,000 名のみが 4 か所の主要病院で抗レトロウイルス治療を受けていた。そこでは薬剤には多大な政府の補助があった。フー・ガーナのナポレオン・グラハムはこのように語ったと報告されている。“ガーナでは、29,000 人を、5 つの改善策のうち 3 つによって抗レトロウイルス治療を受けさせると、(2005 年末までに 3 百万人が当該治療を受ける) 現在の HIV/AIDS と共生する人々の 50% に相当する。グラハムは

さらに 2005 年で改善策が終わることはなく、継続していくと述べたとのことだ。
[15a] (P1-2)

5. 61 ロイターは、2005 年 1 月 17 日に、“ガーナ政府は医療支出の増大に備え、
医療従事者に厳しい新たなガイドラインを発行した。マラリアにもっと有効
な薬を使うように、又 AIDS と共生する人々に抗レトロウイルス治療 (ARV) を
もっと行うように命令した。” (13a) (P1)

教育システム

5. 62 2004 年の USSD 報告書は：

“その限られた資源内で政府は子供の権利と福祉を守ることに傾注している。2003
年に政府は、長期開発計画を完成した—教育セクタープラン (ESP) 2003-2015
ESP は、運営の枠組みを作り、すべての国民に初等教育を達成するための政府の
長期的取組を示すものだ。政府は年度末にこの計画を実行するプロセスに
入った。(2004)

“教育は小学校から中学校まで義務だが(1 年生から 9 年生に相当する)、
教育はただではない…。政府は 2015 年までにすべての子供に教育を
受けさせるという総合的目標の一部として、40 の貧困地域ですべての
支払を廃止した。

“2003 年に小学校の就学率は 81.3%で、男子は 84.6%、女子は 78%だった。
北部の 3 地方は国の他の地方より就学率が悪い(69.6%)。中学校 (JSS)
では、資格がある子供の 67.1%の就学率で、男子は 71.7%、女子は 62.4%であった。

“政府は国連の全ての目標のための教育を強く支持している。本年度中に
ガーナ教育サービス (GES) は、JSS の奨学金を提供し、地方での女性の教師の教
職に対してインセンティブを与えることで、女子の就学増を強く促進した。

“家族を助けるために働かねばならない子供を対象とした、” 非公式な “学校への
サポートを増すことも同時に政府は行っている。政府はさらに障害を持った学生
の教育の機会を増やすために、こういった学生を扱う小学校への基金を増やした。
家族の収入を助けるために、学校に長い道のりを歩くために、教師がいないため
に、学校に通えない子供が特に田舎にいる。さらに当局は定期的に通学を

強制していなかった。両親は学校に通学させないことで罰せられることもほとんどなかった。

“男性の教師が女生徒を性的に襲うということがしばしば報告されていた。女子は両親にそのことを報告することにためらい、社会的圧力から当局に届けることがしばしばできないでいる。教師や校長(男女)が性的ハラスメントの罪やこういった問題の報告を無視した罪で逮捕されたという報道がいくつかある。”[2d]

6. 人権

6A 人権問題

大要

- 6.01 2004 年の報告書でフリーダム・ハウスは、“ガーナは西アフリカの安定のモデルと考えられる。地域の平和維持のために軍隊を派遣し、リビアに関する平和の話し合いのホストをつとめた。” [16] (P1-3) BBC ニュースはこの意見を 2004 年 4 月 27 日にこのように報告することで支持している。“ガーナはいかなる水準でみても良く管理された国であり、特に西アフリカの水準においてそうである。” [5b] 外務、連邦局—ガーナ国家プロフィールは最新版が 2005 年 5 月 1 日だが、やはり以下のように述べている“現在ガーナの状況は良い。独立した司法と自由で活発な報道がある。新たな政府は人権を熱心に促進しており、過去の虐待からは遠い。” しかし、続けて、“法令集に死刑がまだ掲載されている。” [3] 透明化・インターナショナルは、その“汚職認識インデックス 2004”で、ガーナは、146 カ国中 64 位だとしている。他のアフリカ諸国がトップ 5 であることから考えればガーナが最も腐敗しているとはいえない。[34]

- 6.02 米国国務所報告書 2004 (USSD) は：

“政府は市民の人権を通常尊重しているが、幾つかの点で問題がある。警察は暴力を振るい過ぎて違法な殺人や傷害を起こしている。勾留されている被疑者を警察が殴るという、信頼できる報告があるし、彼らは独断的に人々を逮捕し拘束する。刑務所の状況は引き続きひどく、生命を脅かすものだ。警察の汚職と免責は問題だ。長引く裁判前の勾留も深刻な問題である。幾つかの改善策がとられてはいるが、政府のすべての支部での汚職も深刻な問題である。時に政府は市民の私的自由を侵す。政府高官が政府系メディアに圧力をかけて野党の露出を最小限にしたという報告が度々ある。警察はみせかけは密輸のパトロールのため通行禁止区域をつくるが、ドライバーはこれに乗じて彼らがわいろを要求するとしばしば苦情する。北部の夜間外出禁止令は 8 月に解除された。女性と子供への暴行が深刻な問題だったが、政府は未成年の女子への性的虐待を継続して告訴し、裁判所も長期の判決を下しそのような虐待で数名を再勾留した。トロコジは、法で禁止されている、伝統的な儀式的強制労働だが一つの地方で限定的に行われていた。女性の性器切除 (FGM) は違法だが、まだ行われている。

女性、障害者、ホモセクシュアル、HIV/AIDS への社会的差別は問題だ。
女性と子供の売買も問題だ。政治的、部族的な動機の暴行の事件が数種あり、
部族グループで差別を訴えるものが幾つかあった。子供の労働、強制的子供の
労働は非公式なセクターでの問題であった。自警団の審判も問題だった。”
[2d] (紹介)

6. 03 アムネスティ・インターナショナルのガーナ 2004 報告書では 2003 年の
1 月から 12 月までの出来事が網羅されていたが、“死刑が判決されたが、執行
されていない。1957 年の違憲の政府の時期から、国立調停委員会が人権侵害の聴
聞を始めた。女性が女性性器切除の実施で投獄された。国内暴力法案はまだ
議会上に上程されていない” [7]

6. 04 USSD 2004 は報告している。“マチョメン（暴漢）や、土地の警備人、私的
警備人が、個人的紛争や復讐のために市民に雇われ、本年中に傷害や損害
を起こしている。マチョメンは非公式に組織され、違法に活動している。警察が
こういった外部の警備代行者と共犯だという幾つかの申し立てがある。”
[2d] (Section 1c)

言論の自由とメディア

6. 05 フリーダムハウスは 2004 年の報告書において、“表現の自由は憲法で
保証されており通常守られている。キャンペーンの約束を達成するために
クフォー政府は 2001 年にガーナの刑事名誉毀損法を撤回し、報道への
圧力を緩和した。アクラでは、多くの独立したラジオ局、新聞と雑誌が営業して
いる。インターネットのアクセスに制限はない。” としている。[16] (P1-3)
6. 06 米国国務省報告書 2004 (USSD) では、“政府高官が反対勢力の報道を
最小限にするよう政府系メディアに圧力をかけているという報告が
時々ある。” [2d] (紹介)

ジャーナリスト

6. 07 国境なきレポーター達 – ガーナ 2004 年次報告書では、“ガーナ
は報道の自由をもっとも尊重するアフリカ諸国の一つである。ニュース・
メディアは個人や地域の政治的リーダーからの脅しやハラスメントに
かわからず、自由に活動している。” としている。[32]

- 6.08 米国国務省報告書 2004 (USSD) では、“前年と異なり、今年ジャーナリストが逮捕されたという報告はない。” [2d] (Section 2a) しかし、アフロルニュースは、2004 年 9 月 8 日に、政府が持つガーナ放送会社 (GBC) が、テレビのディレクターと 4 人のジャーナリストを国営航空会社であるガーナ航空に関するニュースの差し止め命令の決定を下したことを国立メディア監視者は厳しく批判した。アフロルは、差し止め命令が独断的で、全国選挙までの政治的介入の結果だとしている。[33a] アフロルニュースの以前の報告、2004 年 7 月 26 日では “アクラを本拠とする独立したテレビ局である TV アフリカのクルーは、大統領のジョン・アジエクム・クフオーの個人宅の警備人につかまり、2 時間拘束された。クルーは、大統領の息子であるジョン・アッド・クフオー長官が近くのホテルの建物を購入したことが議論を呼んでおりそれを裏付けようとしていた。” 警察が行為について謝罪し、逮捕したのは安全確保のためだったとした。[33b] 以前の報告書 (USSD 2003) では米国国務省は 2003 年 8 月 25 日にフリーのジャーナリストが逮捕され、金銭をださないと地域の政府高官に関する否定的な記事を出すとして、ゆすりの罪で逮捕されている。[2b] (Section 2a)

宗教の自由

- 6.09 フリーダムハウスは、2004 年の報告書で、“宗教の自由は尊重されているが、キリスト教徒とイスラム教徒の間、イスラム教徒の人々の間で、しばしば緊張がある。” としている。[16] (P3)
- 6.10 米国国務省、2004 国際的宗教の自由 (USSD IRF) の報告書では：
- “憲法は宗教の自由を与え、政府は通常この権利の実践を尊重している。本報告書がカバーする期間に宗教の自由への敬意の状況に変更はない。政府の方針も一般的に宗教の自由な実践に引き続き寄与している。社会が概して宗教との関係が友好的であるため、それが宗教の自由に貢献している。しかし、同じ信仰の異なる宗派で、又はキリスト教と伝統的宗教間で時々緊張がある。政府・非政府組織 (NGOs) は宗教間、宗教内の理解を促進している。” [2c] (P1)

集会・会合の自由

- 6.11 米国国務省報告書 2004 (USSD) は：

“憲法は平和的集会の自由を与えているが、時に政府はこの権利を制限する。政府はデモの許可を必要とはしていないが、警察は特定の道の使用を拒否できる。警察が独断でデモをキャンセルしたという報告はない。7月に市民教育の国民委員会がフォーラムを開催した際に地域の警察長官が、東部地方の人々に“特別のイベント”や“行進”を組織する者はその意向を少なくとも5日前に警察に知らせることが法律できまっており、そうすることで警察が事前策を取れると知らせた。フォーラムは市民に公の集会を開く権利と責任について市民に知らしめるシリーズの一環として開催された。3月に公共の秩序法の写しが主な3つの政党、NPP, NDC, CPPにくばられた。選挙の年の努力として、政党がその支持者に公的集会に関する法律について知らせるためである。” [2d] (Section 2b)

政治活動家

6.12 ガーナにおける人権の実践、2004に関する米国国務省 (USSD) 報告書では：

“本年中に妨害はなく、政党は国民議会を開き、労働組織はデモを行った。前年と違い警察の要請で政党の集会が延期になったりキャンセルされたことはなかった。政府は本年中に平和なデモ行進と集会を許可した。前年と異なり警察はデモを解散させるために暴力行為はしなかった。現地の報道によると、9月に警察と兵隊が東北地方でNPPの支持者を攻撃して殴った。彼らはその地方の首都に車でやってきたが、議会選挙の候補者を選ぶために地域の選挙は行わないという政党の本部の決定に抗議するためだ。警察は首都でのデモの許可を抗議者が得ていないと主張した。2002年のデモを解散させるために警備隊が力行使した件の進展はない。一年を通じて定期的に北部地域安全保障会議は、タマレの2つの主要な政党の、支持者同士の暴力的衝突から、野外での政治活動の一時的禁止を強いた。どのケースも禁止はそのうち解かれた。緊急事態によるダグボン伝統的地域のデモの禁止は、8月18日に解かれた。” [2d] (Section 2b)

6.13 しかし、米国国務省 (USSD) の以前の報告書、2003年ガーナにおける人権の実践では次のように述べている：

“3月(2003年)に北部ナブロンゴで、非常に接戦であった議会の補欠選挙の最終期間に、副大統領のその地域への訪問を遇するために、警察は反対政党の集会をキ

キャンセルした。4月に中央地域の東ゴモアで、副大統領の安全確保のためという名目で補欠選挙の直前に反対政党の集会をキャンセルした。この二つの事件の実際効果は反対政党のキャンペーンを妨害することであった。道順と時間について組織側と警備隊が折り合わずに、ひとつの反対政党の集会が2回延期された。集会は結局9月に開催された。” [2b] (Section 2b)

雇用の権利

6.14 米国国務省報告 2004 (USSD) では：

“憲法は企業の自由を与えており、労働者はその権利を行使している。組合に所属する労働者の数は減少しているが、組合活動がない民間セクターへより多くの労働人口が移り始めているからである。雇用と人材開発省では、労働人口の80%が民間に雇用されており、今後もその数は増えるとみられる。過去に組合は、職能別組合会議 (TUC) に所属しなかった。2003年の労働法で組合はTUCとは別個に活動できることになり数グループがそれぞれの組合を設立した。” [2d] (Section 6a)

6.15 USSD はさらに続けて：

“法は労働者に対する雇用主の妨害から労働者を守り、又労働者が組合を組織し運営する権利と、その権利の行使を守るものである。法は又集団交渉の枠組みを与え、職能別組合は、政府の妨害なしに民間、国立双方の企業の賃金や手当について集団交渉を行う。しかし政府、労働側、雇用側は国立三者委員会で交渉することで一日の最低賃金を設定する。労働法は2003年末に設定されたが委員会に国の日当を決定し、社会的、経済的重要性について協議し、雇用と労働市場の問題についてアドバイスする正式な役目を与えた…

法はストライキの権利を認めるが、2003年労働法は必須の事業に携わる者にはその権利の行使を制限している。雇用と人材開発省は、年度末までに正式な必須事業のリストの指定をしていない。ストライキの権利は、組合や雇用主にとってその労働者の労働が企業のサバイバルのために必須とされる、民間企業の労働者にも制限されている。組合は、関係者が論争を自発的調停に持ち込むことに失敗した場合や調停の最後に論争が未解決の場合に組合は法的ストライキを実施する。徹底した論争解決手続きを取った組合は今までなく、本年多くの非認可のストライキがあった。独立してから法的

ストライキは行われていない。” [2d] (Section 6a)

人身売買

6. 16 米国国務省人身売買報告書、2005 年 6 月 3 日は、ガーナを 2 段階としている。これは昨年の 1 段階より一つさがった。米国国務省は 2 段階の定義をこう定めている—“国の政府が法の最低限の基準を十分に満たしてはいないが、基準に見合うための多大な努力を行っている。” [2e] 実際 4 段階あり、1、2、2 “ウオッチ・リスト” と 3 である。ガーナについては USSD の人身売買報告書で以下のように述べられている：

“ガーナは、性的搾取、強制的家事・商業的労働の目的の女性と子供の売買の人的資源、経由地、目的地である。ガーナの子供は漁村やココアのプランテーションの強制労働のために、又南部の都市圏では家の召使、道の物売り、ポーターとして搾取的状況で働かせるために国内で売買される。さらにガーナの子供はコート・ジボアール、トーゴ、ナイジェリアとガンビアに労働者又は家の召使として使うために売られる。売人は両親の同意の下に故郷を離れた貧しい子供を特にターゲットとする。ガーナの女性と少女は、主にドイツ、イタリア、オランダの西ヨーロッパに性的労働のために売られる。ガーナの若い女性では中東での不本意な家事労働のために売買される。性的労働のために西ヨーロッパに移送されるナイジェリアの女性ではガーナを経由するが、コート・ジボアールに向かうブルキナ・ファソの犠牲者も同様である。外国の犠牲者はコート・ジボアール、トーゴ、ベニン、ナイジェリアから強制労働、不本意の家事労働、性的利用のために連れてこられた子供も含む。

“ガーナ政府は人身売買を除去するための最低限の基準も満たしていないが、そのための努力は行っている。ガーナは一般の啓蒙と売買された子供と家族への補助を続けているが、包括的な国の人身売買法が欠如していることで法律施行の努力は混乱・妨害されている。政府は 2002 年に計画された人身売買の立法化の進展と実施や法律施行の研修、犠牲者の援助サービスを積極的に行うべきだ。” [2e]

6. 17 IRIN は、2004 年 2 月 26 日に、ガーナの漁夫によって、ガンビアでの性的奴隷と強制労働のために子供が人身売買されていると報告している。ガンビア当局は“性的奴隷”と無報酬の家事労働の為に国に売られてきた主に少女のガーナ人 63 名に尋問している。[15d] 2005 年 4 月 15 日のプレス・ブリーフィング・ノート

で IOM はボルタ湖の北岸にあるエジの漁夫へ、貧困の両親から売られた 537 名の子供を救出したとしている。“2005 年 2 月に 107 名の子供が救出され、その試練から回復し、月末に両親のもとに戻るまでの時間をアクラのリハビリテーションセンターで過ごした。” IOM の要請で UNICEF が中央及びボルタ地方の 2 つの基礎調査研究を 2005 年 6 月から実施する。[29]

6. 18 外務、連邦局は 2005 年 8 月 25 日のメモで、婦人と少年部 (WAJU) が、教師、バスの運転手が、子供的人身売買が疑われた時に警察に知らせるという教育的キャンペーンを成功裡に行ったと述べた。“WAJU の子供的人身売買に対する考えは、ガーナが国際的人身売買のパイプというより、大半がガーナ国内でガーナの子供に関して起こっているというものだ。” [42]

移動の自由

6. 19 米国国務省 (USSD) のガーナにおける人権の実践 2004 では、憲法は移動の自由を与えており、政府は通常この権利の実践を尊重している。報告書は続けて：

“市民と外国人は国中を自由に動くことができる。昼間無人のことが多いが、国中の検問所に警察隊員が配置され密輸入を防ぎ、違法の武器を押収し、犯罪者を捕まえている。警察は安全のための検問所を継続して設置しており、高速道路の強盗の増加に応じて高速道路のパトロールを実施している。大都市では警察による道路閉鎖と車の検査は夜間の旅行時にあたりまえになっている。警察は、ドライバーから賄賂をとるために時々違法のバリアを築く警官がいると認めている。地方の警察長官が検問所での警察官の活動を監視した。” [2d] (Section 2d)

6. b 人権 — 特定のグループ

部族グループ

ダグボン王国

6. 20 ワールドガイド 2003/2204 (ニュー・インターナショナル出版) は以下のように報告している。“ガーナは依然として異なる部族間の衝突の場所である。2001 年遅くにマンプリシ族と、クサシ族の間で暴力的対立があり、50 名が死亡した。2002 年 3 月に新たな衝突がありキング・ヤナ・ヤクブ・アンダニ II、アンアンダニと他 27 名が死亡した。政府は非常事態を宣言し、両グループを鎮圧するために

軍隊を展開した。歴史的にマンブルシ族の人々は NPP 党を好み、クサシ族は NDC を支持する。” [25] (P266)

6. 21 IRIN は 2004 年 8 月 17 日に以下のように言及している。

“ダグボンの 2 つの一族、アンダニとアブドは、半世紀以上首長の地位を巡って敵対してきた。アンダニとアブドはダグボン王のヤ・ナ・ヤクブ一世の息子たちである。王の死後子孫の間で王位を交代していた。1948 年までその取り決めがうまく運んでいたが、選抜委員会が設立したことで、えこひいきと偏見が糾弾されることになった。論争が続き、各氏族は歴代の政府と手を結んできた。” [15c]

6. 22 IRIN は 2004 年 8 月 17 日にガーナ政府が北部ダグボン地方の非常事態宣言と夜間の外出禁止令を解除したと報じた。“政府は月曜の発表で、地域の首都タマレの住民と、ダグボン部族王国の 100 キロ東のエンディでは 10pm から 5am まで自宅にこもっている必要はなくなった。” しかし、IRIN は、ヤーナ・ヤクブ・アンダニ II の遺体がまだ霊安室に安置されているとしている。伝統では、2002 年の騒乱時に破壊された宮殿が再建設されるまで王は埋葬されない。しかし、“役人は埋葬が新たな発火点になることを恐れている。同じようなことはその後続く、次のダグボン王の任命にも言える。” [15c] オールアフリカは、ガーナクロニクル(アクラ)が、2005 年 4 月 12 日に、故ダグボン王の埋葬が無期限に延期されていることが、多くのガーナ人、特にダグボン州の住民や反対する人々のかたくなな反対と不快感をよんでいる。オールアフリカによると、“現職の政府が王とその他 40 名の突然の死を画策したとして糾弾されているが、3 年に亘るダグボン危機の、永続的解決法を見つけるために“生彩が欠けた、気のりのしない態度”であると公に攻撃、非難されている。” [24b]

女性

6. 23 USSD 2004 によると、“強姦とドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力が引き続き問題である。しかし、ほとんどの虐待が報告されず、裁判に至るものはめったにない。” [2d] (Section 5) 平和と自由の女性国際連盟は、2005 年 5 月 2 日の報告書で、“統計では 90%以上のドメスティック・バイオレンスの犠牲者は女性と子供である。慣習法の時代に部族グループの幾つかでは夫を罰する権利を禁じていた。最近の暴力に関する国内研究では面談された女性の 3 人に一人が現在または最も最近のパートナーから身体的虐待を受けている。” [28] アフロ

ル・ジェンダー・プロファイル：ガーナ(2005年8月27日にアクセス)によると、
“1998年の研究で、特に大アクラの、低所得で人口密度の高い地域で少なくとも
54%の女性が近年暴行を受けている。” [37a] (P3)

6. 24 アフロルはこう述べた：

“女性は引き続き社会的差別をうけている。首都圏で技能があり、トレーニング
を受けた女性はそれほどの偏見を受けないが、伝統的でない分野への女性の進出
にはまだ抵抗がある。入学率は高まってはいるが、まだ女性は大学生の四分の一
である。女子の教育への差別は殆どまたはまったくないといって良いが、少女と
女性は、社会的または経済的圧力からしばしば学校を中退する。政府は少女の
教育のために積極的にキャンペーンを行い、1997年にはガーナ教育サービスの
基礎教育部門に女子教育部を設立した。1996年から女子の就学率は増大して
いるとはいえ、まだ少ない... 女性の権利グループは教育キャンペーンと、職業
訓練を提供するプログラム、法的援助、その他の女性へのサポートに活発に取り
組んでいる。政府は又教育プログラムを活発に行っており、大統領とファースト・
レディーは女性の権利に関して最も率直な提唱者である。” [37a] (P2)

6. 25 アフロルは又“警察は家庭の喧嘩にあまり介入しない。しかし1998年の法律で
強姦の判決を倍にした。メディアは暴行と強姦の事件の報告を増大させている。
1998年遅く、警察は、ドメスティック・バイオレンス、子供の虐待と少年犯罪に
対応するため“女性と少年課”を設立した。” [37a] (P3)

6. 26 USSD 2004によると：

“警察の女性と少年課(WAJU)は、ドメスティック・バイオレンス、子供の虐待
及び女性と子供への犯罪のパターンの調査を扱う目的で設立された。同年中に
WAJUには11984件が報告された。大半は子供の育児放棄(7,421)、ドメスティック・
バイオレンスがいちばん多い暴行(2,059)だった。このうち本年中に181件の強
姦が報告された。WAJUの長官は、報告数の増加は犠牲者の権利自覚プログラムの
成果だとする。メディアも暴行と強姦の報道を増やしている。WAJUは法的援助局
である、社会福祉局(FIDA)と幾つかの人権NGOと密接に働いている。” [2d] (Section
5)

6. 27 USSD 2003はこれ以外にも、こう述べている。“本年中(2003)にWAJU、国際的
な援助者とNGOが協力してドメスティック・バイオレンスの犠牲者のための医療

信託資金を創設する。” [2b] (Section 5) しかし、外務・連邦局は 2005 年 8 月 25 日のメモで、“WAJU は、特に強姦の場合に医学的証拠を得る問題を強調している。WAJU には独自の医療スタッフはいない。女性は病院に送られるが、支払がない場合証拠としての医学的証明書を出さない。ほとんどの女性は支払いができない。WAJU はこれらのコストのための信託基金を設立したが、これが利用できることを知る医師がほとんどいない。” [42]

6. 28 FCO はこのように記述している “WAJU はすべての地域にオフィスがあるが、暴力から避難する女性を援助する施設がほとんどない。” 又以下のようにも報道している。“ガーナ全土で女性の駆け込み寺はたった 2 か所しかない(ひとつはチャリティが運営に携わる)。地域政府のドメスティック・バイオレンスへのかかわりは、教育プログラムや少人数のソーシャル・ワーカーに限られている。” [42]
6. 29 外務・連邦局 (FCO) は 2005 年 8 月 26 日のメモで、ドメスティック・バイオレンスに関し、“(報道が増えたことで) ドメスティック・バイオレンスに対する一般の認識は非常に増えた。全ての警察は基礎的訓練の一環として認識するためのトレーニングを受ける。しかし北部では法的手段で対処すべき問題があることを受容することにためらいがある。これは女性への暴力と子供への虐待両方にあてはまる。” [42] と述べた。
6. 30 アムネスティ・インターナショナルはガーナに関する 2004 年の報告書で、政府のドメスティック・バイオレンス法案を議会に上程する計画が進んでいないと記述した。[7] USSD 2004 によると、法案は当初 2002 年に作成されたが、刑法典上の婚姻における力の利用の正当化の項を廃止しようとする提案が激しい国内論争となった。[2d] (Section 5) 平和と自由の女性国際連盟 (2005 年 5 月 2 日の報告書) は、WAJU と警察に寄せられる虐待と暴力の苦情の増加を見た場合、国内暴力の問題がだんだん社会悪になっていることがわかる。そのためにガーナの議会が、ドメスティック・バイオレンス法案を、ドメスティック・バイオレンスの扱いのための明確な法的枠組みを与えるものとして考えることが期待されていた。[28] しかし、2005 年 8 月 25 日に、FCO は、ドメスティック・バイオレンス法案がまだ議会にあると述べている。FCO は法案が法律化されても即時効果は限られているとする。警察隊員や検察官が法律の利用に関する研修を受ける必要があるからだ。[42]
6. 31 USSD 2004 によると、“性的ハラスメントから女性を保護する特定の法律がない。しかし、数件の性的ハラスメント事件は現行の刑法典によって起訴された。女性の支援グループは、性的ハラスメントが問題だと述べている。” [2d] (Section 5)

アフロールのジェンダー・プロファイル(2005年8月27日にアクセス)によると、
“憲法は人種、性、宗教、障害、言語や社会的地位での差別を禁止している。
裁判所はこれらの禁止条項の施行を推し進める権限を与えられているが、当局に
よる施行は財政が限られていることもあり通常不十分である。” [37a] (P2)

6. 32 USSD 2004 はさらに：

“女性と子供問題省がジェンダーと子供の問題を提起しているが、女性は
引き続き社会的差別を受けている。首都圏の女性や技能・トレーニングを受けた
女性は極端な偏見はうけないが、女性が伝統的でない分野に進出することへの
抵抗は依然としてある。特に郊外の女性は負担の大きい労働状況と、伝統的
男性優位の下にある。伝統的に行いと社会基準が、女性からしばしば法定の相続や
資産、法的結婚（とそれに伴う法的権利）や子供の扶養と親権を奪い取る。女性
の権利グループは教育キャンペーン、技能教育、法的援助やその他のサポートを
女性のために活発に行っている。政府は教育プログラムを活発に行っており、多
くの役人が女性の権利について率直に提唱している。” [2d] (Section 5)

(刑務所の状況、5 項も見よ)

魔術

6. 33 USSD 2004 によると、“国の多くの地域で魔術に対する強い信心がまだある。告発
された魔女の多くは年配の女性で、しばしば未亡人であり、同じ村人から、病気、
収穫の失敗、金銭的災難などの難事の原因と特定される。” [2d] (Section 5)
さらにアフロールのジェンダー・プロファイル(2005年8月17日にアクセス)
では、十代の妊娠も“魔女収容所”への追放の理由になるという。[37a] (P1)

6. 34 アフロールによると、“何百人もの、魔女として告発された女性が北部の
流刑地(村)に、伝統的な権威であるシャーマンなどによって送られていると報道
された。1997年に2つの村には400名の年配の女性が、そして1つの村には
2,000人の女性とその家族が収容されていた。それらすべてが、聖なる魔女の
力を持つと主張する村の権力者によって刑に処せられていた。” アフロールは
さらに魔女の収容所では強制労働もされていたと記している。[37a] (P1)

6. 35 USSD 2004 によると、“女性たちは自宅に戻っても法的制裁は受けないが、
村にかえったら打たれるかリンチされることを恐れている。魔女とされる

者たちに法は保護を与えており、WAJUは魔女狩りの告発に関連した暴行と社会的虐待を今後も告発していく。” [2d] (Section 5) アフロールは報告している

“1998年に通過した法律は、魔術を使うと断言されて共同体から疎外された女性たちへの追加的保護を与えるものである。” [37a] (P1) USSD 2004では、

“本年度中に告発された魔女へのリンチや暴行が数件起こった。例えば2004年8月24日に35歳の男性が迅速高等裁判で、魔女と疑われた妻の殺人で死刑が言い渡された。魔術の疑いで妻を殴り死亡させたこの男の事件は年度末にまだ係属中であった” [2d] (Section 5)

- 6.36 アフロールのジェンダー・プロファイル(2005年8月17日アクセス)は、法律以外にNGOが社会の差別をなくす活動をしている。報告書によると：

“CHRAJと、人権団体NGOは憲法が保障する犠牲者の権利を侵害するこの伝統的な行為を止めるためのキャンペーンを展開している。魔女の家の管理者に行為をやめさせるだけでなく、共同体を教育することで女性が安全に家に帰れるようにする。1998年にFIDAは北部ガンバダの魔女の家を、魔除けの儀式と宿泊費、退出費用を条件に管理者を説得して、廃止した。しかし数か月後に魔女とされる者たちが数多く自宅に消えていったが、それは彼女らがその地域で多くの命を奪った脳脊髄髄膜炎の発症の原因と信じられたからである。
“ [37a] (P1-2)

女性性器切除 (FGM)

- 6.37 国連人権委員会の、2003年2月発行の報告書によると、“1994年にガーナはアフリカの国として初めて女性性器切除に反対する法律を承認した国となった。ガーナは法律で明確にこの行為を禁じている小数のアフリカ諸国の1つである。” [21] (275 段落) 生殖の権利センターの2003年度報告書によると、ガーナの刑法典は、FGMの行為を行った者の少なくとも3年の勾留の刑を設定している。[22] (P41) しかし、米国国務省の、2001年6月1日の女性性器切除に関する報告は、“ガーナの法律はこの行為に不本意の女性や少女を守るが、多くの地方ではほとんど保護されていない。” [2f] (P3) 生殖の権利センターは、まだ30%と見積もられるFGMの行為に対し現在の法律が望む効果を与えているのか疑問を呈している。国連人権委員会は、この線を裏づけるようで、FGMが犯罪化されて数件の逮捕があった(1994年から2003年)が、たった2件が告訴されて有罪となった。[21] (283 段落) 国連人権委員会はFGMが高いほうで30%位だとしているが、9-12%という低い率ということもあるともしている。[21] (283 段落)

6.38 USSD 2004 によると：

“若い娘の健康と発育に有害な幾つかの伝統的で差別的な行為がある。特に FGM は深刻な問題だ。保健省の最近の研究では北部の女性、12-19 歳の実施率は 14-15%である。典型的切除の年齢である 15 歳以下の実施率はこれに含まれていない。この実施率は前年度より大幅に減っている。しばしば 15 歳以下にもおこなわれる。北部で保健省が実施した調査では、介入プログラムが実施率を減らすためにある程度成功した。オブザーバーによると北部では FGM が 15%だとする。しかしその他の者は、FGM の違法性の教育によってこの行為を間に追いやったため実際には 30%だという。” [2d] (Section 5)

6.39 しかし、国連の人権委員会は、実施数はもっと多いかも知れないと報告している。FGM は、その実施は主に北部の部族グループによって行われていて、86%が、西高地と東高地の農村で行われる。女性の大半が 15 歳になる前に切除される。
[21] (283 段落)

6.40 USSD は又以下のように述べている：

“伝統的首長を含むすべての役人がこの行為に反対を表明しているし、地域の NGO が FGM 撤廃と、開業医の再研修のために教育キャンペーンを継続している。FGM が実施されているケースで、犠牲者が時には両親も知らないうちに結婚に備えるために開業医を訪ねている。北部の NGO の一つが報告しているが、母親がしばしば赤ん坊を産んだ病院に、免疫の注射や産後の検査に戻ってこないが、それは病院によって彼らが FGM を行っていることを知られたくないからだ。法律は FGM を禁止している。しかし、司法関係者は法の抜け道を塞ぎ、FGM の実行を手助けする者と、国境を越えて罪を犯す市民を罰することを提唱している。” [2d] (Section 5)

6.41 IRIN ニュース.org は 2004 年 2 月 2 日に“ガーナの女性の権利グループが北部ガーナの伝統的行為に対しての 2 件の画期的判決後、FGM に対するより強力な法律を望んでいる。ガーナの女性福祉協会 (GAWW) は、娘のクリトリスやその他のヴァギナの部分を、アマチュアの外科医に切除させる親を、実際切除する者と共に罰するように要求している。”女性の権利グループによると FGM に対する法律は甘すぎる。IRIN は、FGM 手術を行う者への告訴が比較的少ないと報告している。しかし、2003 年 11 月に

45歳の女性が3週間の赤ん坊を含む3人の少女を切除したとして5年の刑に処せられている。他のケースでは70歳の老婆が2004年の2月に7名の少女の切除により5年の刑に処せられている。[15b]

6. 42 米国国務省、2001年6月1日の女性性器切除に関する報告書では、“FGM/FGCは東部の高地では最も実施されている。1986年と1987年に実施された研究では国のもっとも北部の以下の部族によって実行されている。ークサシ、フラフラ、カセナ、ナンカネ、ブサウリ、モシエ、マンブルシ、カントンシ、ワラス、シサラ、グルンシ、ダルガティ、ロビ。” [2f] (P1)

子供

6. 43 USSD 2004によると：

“その限られた資源で政府は子供の権利と福祉を守ることを約束している。2003年に政府は長期発展計画—教育セクタープラン（ESP）2003-2015を完成させた。ESPは運営の枠組みを作り、万人に初等教育を施す長期計画を示すものだ。政府は年度末にこのプランを実行する過程にあった。子供の労働は深刻な問題である。地方から都会への子供の移動が増しているがそれは経済的困窮による。子供は一時しのぎにストリートに集まり、子供の労働と学校のドロップ・アウト率を増大させている。” [2d] (Section 5)

6. 44 USSD 2004は、初等・中等教育は義務化されている。しかし教育は無料でなく、政府は義務教育への支払い額を1学期10米国ドルと決めている。しかしUSSDは、地域の議会は殆ど1学期に50米国ドルまで教育費を設けていて、さらに教師の賃金のためにそれ以外の授業費用も課している。政府は障害のある子供や家族を助けるために働かねばならない子供への教育の機会を増やすための措置を導入している。USSD 2004は、かなり高めの教育費用にもかかわらず2003年の就学率は小学校で81.3%、男子は84.6%、女子は78%であったとしている。中学校では全体で67.1%、男子が71.7%、女子が64.4%であった。[2d] (Section 5)

6. 45 USSD 2004によると：

“男性教師がしばしば女性徒を性的に暴行するという報告がしばしば見られる。女子は両親への報告をあまりしたがらないし、社会的圧力から両親は当局に

赴くことを拒否する。2003 年のある調査では、面談された女性徒の 27%が教師に性行為を強要されており、25%が、少なくとも教師一人が女生徒と関係をもっていることを知っている。又 79%が男子のクラスメートに性的にハラスメントされている。全国の信頼できるデータは無く、この問題の全体的な大きさはわからない。教師や校長が女性徒の性的ハラスメントや報告されたそのような問題を見逃したとして逮捕されたとの報道が幾つかある。” [2d] (Section 5)

6. 46 USSD 2004 は又こうも記述している：

“WAJU と、警察が未成年者の性的虐待についての調査と告訴を増やしている。報道では、長期間拘置するという判決が当たり前になっている。教師は当局に虐待を報告する重大な役割を担う。“不浄にする”または性的虐待が依然問題だ。WAJU は、6 月に 1999 年から 2004 年の 5 月までに 1,756 件が報告されているがそのうち男性が 2 歳から 15 歳の子供を犠牲にしている。WAJU は、同じ期間に、16 歳以上の女子 397 名が強姦され、44 の近親相姦が報告されている。WAJU は同年中に子供を危険にさらしたケースが 63 件、そして育児放棄が 7,421 件あったとしている。年度末に、WAJU は 734 件の性的虐待が報告されたとしている。4 月にアシャンティ地方の農夫が、2003 年に 3 歳の女子を性的虐待したとして 12 年の拘置刑を受けている。6 月に地方裁判所は障害のある 13 歳の少女を性的に虐待したとして、22 歳の男性を再勾留している。7 月に 24 歳の男性が中央地域で 7 歳の女子を性的虐待したとして再勾留された。” [2d] (Section 5)

6. 47 しかし、外務・連邦局は、2005 年 8 月 25 日のメモで、WAJU(女性と少年課)が子供の虐待について援助できるとはいえ、WAJU は、全国でたった一人の女性心理学者にしかアクセスできないとしている。[42]

6. 48 USSD 2004 によると：

“法律では最低雇用年齢は 15 歳であり、18 歳以下には、夜間の仕事と、ある一定の危険な仕事は禁止している。しかし、非公式セクターでは子供の労働が深刻な問題だ。児童法は雇用最低年齢を定め、夜間の仕事と、危険な仕事を禁じている。違反者には、罰金と投獄が課せられる。しかし子供の労働法は有効ではないし、首尾一貫もしていない。裁判官、警察、労働局の役人は、しばしば子供を守る法律になじみがない。最低雇用年齢法は

現地の慣習や家族を助けるために働くことが奨励される経済的環境からむしろま
れる。” [2d] (Section 5)

6. 49 USSD 2004 では :

“法律はこどもによる強制労働を禁じているが、本年中に、両親によって、農業、
漁業、採石場、店、家に、子供が売られたり、貸し出されたり、与えられたり
していると報告されている。どの程度、子供の強制、監禁労働がなされているか
を知るのは難しい。労働と社会保障省の査察官が、子供の労働法規の施行に責任
があり、地域の労働長官と地方議会の社会サービス賞委員会が、適切な法律が
順守されていることを見守る役目を担う。毎年作業所を訪れ、告発や違反の報告
があった場合はスポットチェックを行う。国の法執行者と司法に対し、資源が厳
しく制限されていることと、問題に関しての一般の認識が薄いことが妨害となっ
ている。” [2d] (Section 6)

6. 50 政府の査察によって子供の労働について告訴されることはない。“役人は時に、
重い労働や夜間労働を禁じた法律の違反者を罰する。“しかし、USSD は、
査察が公式セクターに集中しており、そこでは子供の労働は殆どおこなわれて
いないとしている。[2d] (Section 6)

6. 51 USSD 2004 は :

“ILO/IPEC (子供の労働を排除する国際プログラム)、政府の代表、TUC、
メディア、国際組織、NGO が、子供の労働に戦うために組織的能力を高めて
“2001-2002 ガーナの子供の労働を廃絶するための国の計画と実行 “を
さらに推し進めている。警察、労働監督官、地方政府、地域と、教育と
注意喚起のワークショップを実施した。国中で ILO/IPEC 時限つきプログラム
の発展と実施のためのフォーラムが開かれ、そこではすべての子供の労働を
定められた時間枠と基準によって廃絶することを目的としている。” [2d] (Section
6)

6. 52 USSD 2004 によると、“GNCC (ガーナ国立子供委員会) は子供の生命を改善し、法の
施行者、司法当局が、子供のための法律とその他の子供の労働に関する
法律に精通するための研修プログラムを管理するために設立された、政策立案及
び調整団体である。現地及び国際的 NGO は政府と共に子供の権利を促進し、子供
の福祉を保護することに関し地域に注意を喚起することに成功した。”

[2d] (Section 5)

6. 53 USSD 2004 によると：

“強制的な子供の結婚は違法だが依然として問題である。8 月に CHRAJ (人権と行政の正義委員会) の委員代行は、北部においては強制的結婚が人権侵害の主要課題とした。6 月に 16 歳の少女が、強制された虐待的結婚に抗議して自殺を図った。9 月にアシャンティ地方の首長が、14 歳の少女を強姦したとして逮捕、再勾留された。年度末に審議が続いている。子供に対するガーナ国立委員会 (GNCC) と CHRAJ の、14 歳の少女と結婚して妊娠させた首長の告訴に関しては進展はない。” [2d] (Section 5)

6. 54 USSD 2004 は更に述べる：“子供の売春は違法だが存在する。ILO の子供の労働を廃絶する国際プログラムは一年を通じてワークショップを開催し、旅行業界での子供の売春の増大への注意を喚起し、問題に対処するための戦略を構築する。子供の人身売買が起こったとの報告があり、それは色々な形態の不本意な強制労働に子供が売られることも含む強制労働や、性的搾取のためである。” [2d] (Section 5)

(トロコジ・システムに関する 6C の項も見よ)

子供のケア

6. 55 ガーナ共和国の政府ウェブサイト (2005 年 5 月 11 日にアクセス) は、ガーナ中にある 23 の孤児院をリストしている。5 か所が政府により資金と運営がされている。残りの 18 は現地の NGO が資金を出して管理している。
[26] 詳細は以下のリンクで。

ホモセクシュアル

6. 56 国際レズビアンとゲイの団体 (ILGA) はガーナの国プロフィールで、(2000 年 7 月 31 日に更新) 刑法典は、第 6 章性的犯罪第 6 条 105 で、合意の上の“不自然な肉欲的知識”を犯罪としている。[18]
ソドミー・ロー (男色の法律) は 2004 年 5 月 6 日の記事で、英国の

植民地支配のなごりである法律がホモセクシュアリティを強姦、
暴行と強姦及び獣姦と一緒にしていると記している。[19] (P1)

6. 57 USSD 2004 によると：

“法律はホモセクシュアルに対し差別的であり、国ではホモセクシュアリティは罰せられる。ホモセクシュアル行為には最低限度の軽犯罪が課せられる。ホモセクシュアルはしばしば刑務所で虐待される。5 月に CHRAJ の長官代行は、公に政府が国際的人権の基準にあわせるため、ホモセクシュアリティの違法扱いを止めると語った。国ではホモセクシュアリティはタブーであり多くの人が HIV/AIDS の発生を間違ってホモセクシュアル傾向とのみ結びつけて考えている。”
[2d] (Section 5)

6. 58 国際ゲイ・レズビアン団体による、ゲイの男性数名が刑務所で虐待されているとの報告を、ソドミー・ローが言及している。さらに、4 名が不品行の露出と不法の肉欲的知識で逮捕されたとも報告している。[19] (P1-2) ニュースウェブサイト Gmax.co.za は、2003 年 9 月 23 日に 4 人の男性がそれぞれ 2 年の刑を受けたとしている。[20] ソドミー・ローは、人権と行政の正義の委員会の委員長代行である Mrs アンナ・ボスマンの見解も記している。Mrs ボスマンは、ガーナではホモセクシュアリティがタブーであり、差別の問題を議論するのが難しいとしている。彼女は宗教的リーダーや裁判官を含むほとんどの人がホモセクシュアル法の違法化について論じようとしなidaろうと言う。記事は、差別と職を失うことを恐れてセクシュアリティについて隠している専門職にある男性について焦点を当てている。さらに一団の男性に殴られ強盗された男を警察が助けようとしなかったことも別の例として記事は述べている。[19] (P1-5)

6 C 人権—その他の課題

トロコジ・システム

6. 59 米国国務省、2004 国際宗教の自由 (USSD IRF) 報告書によると：

“トロコジ、又はフィアシディは 3 年の奉仕を含む宗教的活動である。ボルタ地方のエベ部族グループに主に見られる。処女、時に 10 歳以下、又は 10 代が家族により、数週間から 3 年に亘って迷信的神社で、伝統的宗教のために働き、訓練される。これは少女の家族が犯した憎むべき

犯罪の償いのためである。” 2c] (P3)

アフロール・ジェンダー・プロファイル(2005年8月17日にアクセス)は、なぜ家族が迷信的僧侶に娘を渡すかの理由について、“家族の誰かが盗みなどの犯罪を犯した場合、少女がその罪を地域の神社で償わない限り家族が何人も死んでいくと信じられている。”としている。[37a] (P2) 限られた環境で USSD も AFROL も、少女が無理な場合は少年でもよいとしている。

6. 60 USSD IRF は続けて :

“少女はトロコジ又はフィアシディとして知られ、神社の神の所有物となり滞在期間中僧侶の管理におかれる。彼女の償いの期間に性的行為や接触は禁止されている。過去に僧侶が少女を性的虐待したという報告がある。しかしケースバイケースで虐待がおこるとしても、この行為において性的または身体的虐待が根付いている、又はシステム上そうであるという証拠はない。” [2c] (P3)

しかし、アフロール・ジェンダー・プロファイル(2005年8月17日にアクセス)は、“少女は迷信的僧侶の所有物になり、僧侶の農場で働かねばならないし、その他の労働もしなければならない。僧侶の性的な所有物なので、ほとんどのトロコジ奴隷は僧侶の子供を持つ” [37a] (P2)

6. 61 USSD IRF は最後に記述している :

“少女の滞在中に、彼女の家族は少女の食べ物、衣類などのニーズを満たす必要がある。しかし家族がそうできない場合もある。トロコジが神社への奉仕を完了した際に家族は最後の義務として、飲み物、衣類、金銭や時には家畜を神社の最後の開放儀式のために提供する。最後の儀式の後少女は家族のもとに帰り元の生活に戻る。殆どの場合以前のトロコジであったという烙印が彼女についてまわる。よくあるが、家族が少女を放棄したり、最後の儀式のコストが出せないと、少女は神社に無期限にとどまることになる。” [2c] (P3)

しかし、USSD の上記の考えはアフロールのジェンダー・プロファイル (2005年8月17日にアクセス) には、反映されておらず、“解放されても、通常技能や結婚の望みもなく、トロコジは一生神社での義務を続ける。この迷信の奴隷が死ぬと、家族は別の少女を補充する。” アフロールのプロファイルは

続けて、“少なくとも 2,510 名の少女や女性がトロコジ・システムで各種の神社に拘束されている。この数字には奴隷の子供の数はいっていない。”

[37a] (P2)

6. 62 USSD 2004 は、“包括的立法は、多くの活動家が解釈する、トロコジを含む儀式的奴隷の禁止など、女性と子供の権利を守るものである。人権グループによると、近年は他の信仰が信者を集めたり、僧侶が死んだあと後継者がなかったりでトロコジは減少してきている。トロコジの支持者は、これが伝統的アフリカの宗教的信仰だという。しかし、政府はこれを宗教とは認めていない。” [2d] (Section 5) アフロールは、人権活動家はトロコジを根絶することは可能と信じている。報告書は更に述べる：

“国際ニーズなどの NGO や CHRAJ などの政府関連団体が数年間トロコジに反対するキャンペーンを行ってきたし、迷信的神社の場所と奴隷化した女性と子供の数が判明している。活動家は、地域のリーダーや僧侶を知っており、誰と交渉したらいいかわかっている。CHRAJ と国際ニーズが村の権力者と 116 か所以上の大小の神社の僧侶にアプローチし、今日までに 2,190 名のトロコジ奴隷の解放を勝ち取り、かれらは新たな職業のために訓練を受けている。組織は引き続き解放活動を続ける” [37a]p2)

帰国した亡命失敗者

6. 63 外務・連邦局は 2005 年 8 月 25 日のメモで、帰国後に、亡命希望者が帰国後に虐待されているという報告はないとしている。FCO は、NGO が虐待に関して報告していないとしている。[42]

附録 A - 閣僚名簿—2005 年 8 月 31 日

大統領	ジョン・アジエクム・クフォー
副大統領	アリウ・マハマ・アルハジ
主席大臣	J. H. メンシャ
国防大臣	クワメ・アッドークフォー
教育、青少年とスポーツ大臣	ヤウ・オサフォーマルフォ
エネルギー大臣	マイケル・オクウエ
財務と経済計画大臣	クワジョ・パー・ウィレズ
食物と農業大臣	アーネスト・デブラ
外務大臣	ナナ・アクフォーアッド
保健大臣	クラージュ・クアシガ・Maj. (Ret)
情報大臣	ダン・ボツエ
内務大臣	パパ・オウス・アンコマ
法務大臣	アイコイ・オトー
国土・森林大臣	ドミニク・フォビ
地方政府と地域開発大臣	チャールス・ビンティム
人材開発と雇用大臣	ヤウ・バリマ
炭鉱大臣	セシリア・バナーマン

議会業務大臣	フェリックス・オウス・アドジャボン
民間企業開発大臣	クワメナ・バルテルス
地域協調大臣	コフィ・アブラク
道路・高速道路大臣	リチャード・アナネ
科学および環境大臣	クリスティン・チュルチエル
首都の観光と近代化大臣	ジェーク・オベスチェビーランティ
通商、産業と大統領特務大臣	アラン・ケレマテン
女性と子供大臣	アリマ・マハマ、ハジア
労働と住宅大臣	ハックマン・オウス・アジエマン
教育、青少年とスポーツ大臣内務大臣	ラシド・バワ
司法長官	アイコイ・オトー

[44]

附録B 選挙結果— 2004 年 12 月

執行部

大統領	ジョン・アジエクム・クフォー (2000/2004) NPP
副大統領	アルハジ・アリウ・マハマ (2000) NPP

大統領は人民により 4 年の任期の大統領として選ばれた。政府は N P P で成立する。

大統領：2004 年 12 月 7 日 (%)

ジョン・アジエクム・クフォー	新愛国党	53.4
ジョン・エヴァンス・アッタ・ミルズ	国立民衆会議	43.7
エドワード・マハマ	人民の国立協議会	1.9
ジョージ・アグデイ	議会人民党	0.9

ロイター アンガス・リードによる

議会

議会は 230 名からなり議席 1 の選挙区から 4 年任期で選ばれる。

議会：2004 年 12 月 7 日

新愛国党	NPP	128
国立民衆会議	NDC	94
大連立	GC	4
-人民の国立協議会	PNC	
-大統合民衆党	GCPP	
-すべてのガーナ人がどこにでも住む	EGLE	
議会人民党	CPP	3

オールアフリカ.com による [45]

附録C 元資料

- [1] ユウロパ出版
アフリカ、サハラ以南 2005、34 版—2004 年 9 月発刊
- [2] 米国国務省
 - a. 背景メモ—ガーナ、2004 年 11 月
 - b. 人権の実践に関するカントリー・リポート—2003 年、発行 25/02/04
 - c. 国際宗教の自由報告書—2004 年、発行 15/09/04
 - d. 人権の実践に関するカントリー・リポート—2004 年 発行 28/02/05
 - e. 人身売買の報告 2004、2005 年 6 月 3 日
 - f. 女性性器切除 (FGM) 又は女性性器切断 (FGC) の報告 発行 01/06/01
- [3] 外務・連邦局
国のプロフィール—ガーナ、01/05/2005 に最終レビュー、23/06/05 にアクセス
- [4] 米国議会図書館
 - a. ガーナの地理、15/06/2005 にアクセス
 - b. ガーナーヘルスケア、17/01/05 にアクセス
 - c. ガーナー部族グループと言語、1994 年 11 月、17/08/05 にアクセス
- [5] BBC ニュース
 - a. ガーナの成長する政治、11/12/04、06/01/05 にアクセス
 - b. なぜガーナで生まれるのが良いのか、27/04/2004
- [6] ガーナウェブ
 - a. 政府出典—国家会議 07/01/05 にアクセス
 - b. ガーナの死刑—その事実 13/01/05 にアクセス
 - c. 国立保健計画 (NHIS)、本当の課題 02/10/03、18/01/05 にアクセス
 - d. N H I が 11 月に開始、25/08/04、18/01/05 にアクセス
 - e. 政府出典—内務大臣、21/01/05 にアクセス
- [7] アムネスティ・インターナショナル
年次報告書—2004、10/01/05 にアクセス

- [8] インター・プレス・サービス・ニュース・エージェンシー
死刑の議論に関する世界的行動(2004)、14/01/05 にアクセス

- [9] 安全保障機関 <http://www.iss.co.za/>
人権へのアフリカの責任—NEPAD 諸国 8 カ国の評価
個人の安全保障の権利 14/01/05 にアクセス

- [10] UNHCR
軍事に対する良心的反対についての質問 16/01/1997

- [11] 国連
ヨハネスバーグ・サミット 2002-ガーナ 国のプロフィール

- [12] 統計的社会と経済研究機関
ガーナのヘルスケア提供と自己治療、2004 年 3 月

- [13] ロイター
 - a 新たなマラリアの薬剤と ARV 治療が政府の薬剤費を増加させる
17/01/05
 - b HIV/AIDS は 5 年間で初めて減少と調査が示す 2005 年 4 月 15 日

- [14] ガーナ・ヘルス・サービス
2003 年の作業プログラムの検討—最終報告書 2004 年 7 月

- [15] IRIN
 - a ガーナ：29,000 人が抗レトロウイルス治療の対象に 06/05/04
17/01/05 にアクセス
 - b 女性が女性の割礼へのより厳しい法律を望む 02/02/04
 - c ガーナ：ダグボン王の斬首 2 年たって夜間外出禁止令が解除
17/08/2004
 - d ガンビアーガーナ：ガーナの漁師に子供の性的奴隷が人身売買
される 26/02/2004

- [16] フリーダム・ハウス
ガーナの国の報告書 2004 年 9 月

- [17] US Info
米国の裁判官がインフラの欠如にかかわらずガーナの司法を教育
27/10/03
- [18] ILGA
世界の法律の調査-ガーナ 31/07/00 に更新
- [19] ソドミー・ロー
ガーナはゲイの権利に準備ができていますか？ ガーナ・ホーム・ページ
06/05/04
- [20] Gmax. co. za
ガーナの逮捕への懸念 19/09/04
- [21] 国連 - 経済と社会会議
女性の人権とジェンダーの見通しの統合—女性への暴行 27/02/03
- [22] 生殖の権利センター
世界の女性—生殖に影響する法律と政策、2003 年
- [23] 国連の人権担当弁務官
主要人権条約の批准状況 09/06/2004
- [24] アフリカ.com
 - a 権利侵害が、ガーナを分断している状況を変更すべき
21/04/2005
 - b ダグボンの一斉攻撃 12/04/2005
 - c CHRAJ への苦情が増加 17/08/2005
 - d CHRAJ の信頼できる統計 27/07/2005
- [25] 世界のガイド 2003/2004 - ガーナ
- [26] ガーナ共和国 -政府ウェブサイト
社会福祉省—子供の家と孤児院 11/05/2005 にアクセス
- [27] 子供の兵隊のキャンペーン

子供の兵隊に関する世界の報告書 2004

- [28] ピースウイメン—平和と自由のための女性国際連盟
家庭内暴力の論争が続く 02/05/2005

- [29] IOM
プレスのブリーフィング・ノート—ガーナ：人身売買された
こどもの厳しい精神的・身体的健康 15/04/2005

- [30] オックスファム
オックスファムのクール・プラネット— ガーナの地理
15/06/2005 にアクセス

- [31] ガーナ AIDS 委員会
国立 HIV/AIDS/STI 方針—04/01/2005 22/06/2005 にアクセス

- [32] ウィキペディア
ガーナの軍隊、13/11/04 に修正、14/01/05 にアクセス

- [33] アフロール ニュース
 - a ガーナ国営テレビがジャーナリストの差し止め命令でこきおろ
される 08/09/2004
 - b ガーナの大統領の息子に関するテレビの報道が止まる
26/07/2004

- [34] 透明化インターナショナル
汚職認識インデックス 2004、17/08/2005 にアクセス

- [35] ヒューマン・ライツ・ウォッチ
ガーナ—CHRAJ 2001 の評価 17/08/2005 にアクセス

- [36] 人権と行政の正義委員会
 - a CHRAJ の構造、17/08/2005 にアクセス
 - b CHRAJ の機能、17/08/2005 にアクセス
 - c CHRAJ の権威、17/08/2005 にアクセス

- [37] アフロール
 a アフロール ジェンダー・プロフィール：17/08/2005 にアクセス

- [38] ガーナ政府
 政府の、NRC に関する白書 22/04/2005

- [39] ノルウェーのアフリカ委員会
 ガーナ：国立調停委員会が攻撃される 01/07/2004

- [40] 国立調停委員会 (NRC)
 ইক্যেইটিভ・সারী - 第 1 章、2004 年 10 月
 完全な報告は次で：

- [41] ジェーンの安全保障見張り評価
 西アフリカ、2004 年 4 月

- [42] 英国のアクラ高等弁務官
 2005 年 8 月 25 日の手紙

- [43] 比較刑罰学
 罪と社会 - ガーナ 27/08/2005 にアクセス

- [44] ガーナ共和国—国の首長と閣僚、2005 年 8 月 31 日に更新

- [45] 選挙の世界
 ガーナの選挙—2004 年 12 月、03/09/2005 にアクセス